

決算特別委員会請求資料 34 戸籍住民課

令和3年度～令和7年度の3月末時点での小田原市民のマイナンバーカード保有率

年度	人口(1月1日時点)	保有枚数	人口に対する保有枚数率
令和3年度	189,425	86,382	45.6%
令和4年度	188,739	122,846	65.1%
令和5年度	187,880	136,056	72.4%
令和6年度	187,040	145,886	78.0%
令和7年度	186,464	153,123	82.1%

地域包括支援センターごとの相談件数とケアプラン作成件数
(令和5年度～令和7年度)

(1) 相談件数

(単位：件)

包括名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度
しろやま	638	3,431	4,371
はくおう	3,473	2,924	2,903
じょうなん	2,715	2,367	2,214
はくさん	3,856	3,819	3,182
ひがしとみず	4,075	3,212	2,862
とみず	2,775	2,820	2,192
さくらい	1,755	1,669	1,393
さかわ こやわた・ふじみ	780	1,292	1,638
しもふなか	1,357	1,933	2,054
とよかわ・かみふなか	2,362	2,430	2,322
そが・しもそが・こうづ	544	3,183	3,902
たちばな	1,560	2,035	1,934
合 計	25,890	31,115	30,967

※令和5年度中に集計方法を見直したため、各包括での実績値に開きが生じている

(2) ケアプラン作成件数

(単位：件)

包括名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度
しろやま	164	185	161
はくおう	211	206	171
じょうなん	121	178	146
はくさん	114	154	152
ひがしとみず	209	213	228
とみず	120	213	170
さくらい	123	165	133
さかわ こやわた・ふじみ	103	118	110
しもふなか	116	153	202
とよかわ・かみふなか	96	130	102
そが・しもそが・こうづ	107	107	130
たちばな	81	136	109
合 計	1,565	1,958	1,814

介護予防ケアマネジメント A・B・C の概要

介護予防・日常生活支援総合事業			
サービス類型	ケアマネジメント A	ケアマネジメント B	ケアマネジメント C
サービス提供主体	地域包括支援センター (市より受託)	地域包括支援センター (市より受託)	地域包括支援センター (市より受託)
居宅介護支援費減額	算入しない	算入しない	算入しない
プランの範囲	・総合事業 (相当 A, B, C 類型) ・一般介護予防事業へのつなぎ ・インフォーマルサービス	・総合事業 (A, B, C 類型) ・一般介護予防事業へのつなぎ ・インフォーマルサービス	・一般介護予防事業へのつなぎ ・インフォーマルサービス
アセスメント	実施	実施	実施 (初回のみ)
ケアプラン作成	作成する	作成する	必須ではない
サービス担当者会議	プラン作成・変更の都度	必須ではない	必須ではない
プランの期間	3～12 ヶ月	3～12 ヶ月	期間なし
事業者からの報告受理	毎月	指定事業所のみ毎月	状況変化時
利用者宅への訪問・面接	1 回/3 ヶ月 (他月は電話)	1 回/6 ヶ月 (隔月で電話)	必須ではない
実施状況等の評価	計画期間終了時に居宅面接	計画期間終了時に居宅面接	必須ではない
給付管理	毎月実施	指定事業所のみ毎月	実施しない
介護報酬等	基本報酬	介護予防給付と同等	187 単位
	加算	初回加算 300 単位 委託連携加算 300 単位	なし
	算定頻度	毎月	初回のみ

決算特別委員会請求資料 37 生活援護課

過去 10 年の生活保護扶助費（平成 28 年度～令和 7 年度）

（単位：円）

年度	決算額
平成 28 年度	5,217,527,950
平成 29 年度	5,338,892,146
平成 30 年度	5,432,666,375
令和元年度	5,723,561,696
令和 2 年度	5,764,873,853
令和 3 年度	5,968,085,497
令和 4 年度	5,890,052,624
令和 5 年度	6,107,354,511
令和 6 年度	6,258,508,225
令和 7 年度	6,387,464,415

令和 7 年度コンプライアンス推進計画策定に関わった延べ人数・時間・費用

延べ人数	時 間	費 用
2 人	約 80 時間	約 67 万円

決算特別委員会請求資料39 資産税課

2018年度～2025年度 課税・非課税証明書発行所別一覧

(単位：件)

発行所	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
本庁資産税課	10,174	8,991	7,426	7,363	8,369	6,688	6,303	6,607
大窪支所	390							
早川支所	143							
マロニエ住民窓口	4,992	5,236	4,393	4,119	4,105	3,175	2,939	2,657
桜井窓口コーナー	682							
豊川支所	711							
上府中支所	373							
下曾我支所	329							
国府津駅前窓口コーナー	376							
酒匂窓口コーナー	327							
片浦支所	39							
曾我支所	133							
こゆるぎ住民窓口	815	730	616	629	659	449	461	415
中央連絡所	532							
いずみ住民窓口	1,845	1,778	1,606	1,438	1,505	1,052	1,010	877
アークロード市民窓口	1,909	2,111	1,664	1,516	1,773	1,431	1,211	1,248
コンビニエンスストア	14	130	269	571	1,028	1,312	1,457	1,755
小田原板橋郵便局	0	10	7	6	8	6	3	4
小田原早川郵便局	0	5	3	3	7	2	2	2
小田原成田郵便局	4	16	8	7	6	4	7	0
下曾我郵便局	0	15	9	9	2	4	3	3
根府川郵便局	0	4	7	2	0	3	5	5
曾我郵便局	0	1	1	0	0	0	1	0
小田原郵便局	0	1	3	1	5	2	1	9
小田原国府津郵便局	3	10	11	4	5	4	1	5
酒匂郵便局	3	10	5	4	5	6	1	1
栢山駅前郵便局	0	19	17	12	14	22	9	6
合 計	23,794	19,067	16,045	15,684	17,491	14,160	13,414	13,594

ケアタウン推進事業協定書（緑地区）

ケアタウン推進事業協定書

ケアタウン推進事業（以下「事業」という。）に関し、小田原市（以下「甲」という。）と緑地区民生委員児童委員協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている方々を、制度的な枠組みを越えて、市民、事業者、行政等が一体となって支えるケアタウン構想に基づく仕組みづくりをめざすために、地区の実情に応じた取組を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（活動）

第2条 乙は、第1条の趣旨を達成するためにケアタウン構想報告書に示された次の10の取組のうち、地区の実情を考慮し、選択して実施する。

- | | | |
|-------------|------------|--------------|
| ①人材・担い手の育成 | ②市民意識の向上 | ③福祉教育の推進 |
| ④相談・交流の場の確保 | ⑤交流の仕組みづくり | ⑥団体間の連携促進 |
| ⑦相談体制の充実 | ⑧情報提供の充実 | ⑨生活支援サービスの提供 |
| ⑩災害時支援体制の充実 | | |

（負担金の支払い）

第3条 甲は、第2条の規定により乙が行う活動を支援するため、乙に対し、10万円を上限に予算の範囲内で負担金を支払うものとする。

（事業の中止）

第4条 乙は事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに甲に報告し、乙は甲に負担金を返還しなければならない。

（帳簿及び証拠書類の整備等）

第5条 乙は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に関する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日から5年間保存しなければならない。
- 3 乙は、甲から帳簿及び証拠書類の開示請求があった場合は、速やかに甲に開示しなければならない。

（届出事項）

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲が指定する様式をもってその旨を届け出なければならない。

- （1）代表者が交代したとき。
- （2）名称が変更したとき。

（有効期間）

第7条 協定の有効期間は、平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示が無い場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(情報交換及び協議)

第8条 甲及び乙は、事業を円滑に実施するため情報交換及び協議を目的とした場を設けるものとする。

(活動報告)

第9条 乙は当該活動の実施後、甲に対し、事業報告書及び収支決算書を提出するものとする。

(疑義の決定)

第10条 協定に定めのない事項及び協定に関し、疑義が生じるときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年(2019年)4月1日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長 加藤 憲



乙 小田原市
緑地区民生委員児童委員協議会
会長 山口 正隆



都市構造再編集集中支援事業費補助金における
令和 7 年度分の充当先・充当額一覧

(単位：円)

充当先	充当額	所管課
歴史的建造物修復実習等業務	720,000	文化部文化政策課
ビジネス展開支援業務	6,479,000	経済部産業政策課
オープンイノベーション創出業務	9,438,000	経済部産業政策課
空き店舗等利活用 促進事業費補助金	1,094,000	経済部産業政策課
城址公園電線地中化	14,680,000	文化部 小田原城総合管理事務所
市道 2189 電線共同溝整備	35,304,000	建設部道水路整備課
UDCOD負担金	6,900,000	都市部都市政策課
小田原駅西口広場 利用実態調査等業務委託	4,997,000	都市部都市計画課
民間スポーツ施設整備補助金	5,015,000	文化部スポーツ課
新病院建設事業	74,021,000	病院管理局経営管理課
充当額計	158,648,000	

決算特別委員会請求資料42 戸籍住民課

令和3年度～令和7年度 3月末時点での小田原市内の外国人居住者数（国籍別）

順位	令和7年度 (R8. 3. 31)		令和6年度 (R7. 3. 31)		令和5年度 (R6. 3. 31)		令和4年度 (R5. 3. 31)		令和3年度 (R4. 3. 31)	
	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
1	ベトナム	765	ベトナム	730	フィリピン	655	フィリピン	628	フィリピン	543
2	フィリピン	729	フィリピン	710	ベトナム	647	ベトナム	481	ベトナム	491
3	ネパール	554	中国	435	中国	383	中国	394	中国	411
4	中国	446	ネパール	425	韓国・朝鮮	314	韓国・朝鮮	314	韓国・朝鮮	306
5	韓国・朝鮮	319	韓国・朝鮮	329	ネパール	308	ネパール	243	ネパール	179
6	インドネシア	316	インドネシア	256	インドネシア	233	インドネシア	186	インドネシア	122
7	ミャンマー	229	ミャンマー	170	ブラジル	106	ブラジル	110	ブラジル	109
8	ブラジル	103	ブラジル	105	タイ	76	タイ	58	ペルー	61
9	スリランカ	90	タイ	82	ミャンマー	76	ペルー	54	タイ	46
10	タイ	78	スリランカ	77	スリランカ	61	ミャンマー	48	ミャンマー	40
11	その他	443	その他	447	その他	407	その他	373	その他	279
合計		4,072		3,766		3,266		2,889		2,587

業務委託変更契約書

業務名 市民会館跡地等活用に伴うエリア価値向上支援業務

2 変更事項

(1) 業務期間 契約締結日から令和7年(2025年)8月29日まで

(2) 変更契約金額 増額 15,356,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,396,000円「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に10/110を乗じて得た額とする。

(3) 仕様書の変更 別紙のとおり(二重アンダーライン部分)

3 その他 原契約書契約条項のとおり

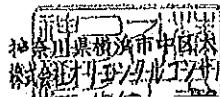
この変更契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者がそれぞれ電子署名を行い、各自当該電磁的記録を保有する。

令和6年(2024年)12月27日

発注者 小田原市荻窪300番地
小田原市長 加藤 憲



受注者 神奈川県横浜市神奈川区大田町4丁目55番地
株式会社オリエント・システムズ 神奈川事務所
代表取締役 杉本 良和



契約金額の分割支払表

区分	支払金額
令和6年(2024年)3月	19,800,000 円
<u>令和7年(2025年)3月</u>	<u>17,941,000 円</u>
<u>令和7年(2025年)8月</u>	<u>16,720,000 円</u>
計	<u>54,461,000 円</u>

市民会館跡地等活用に伴うエリア価値向上支援業務委託仕様書

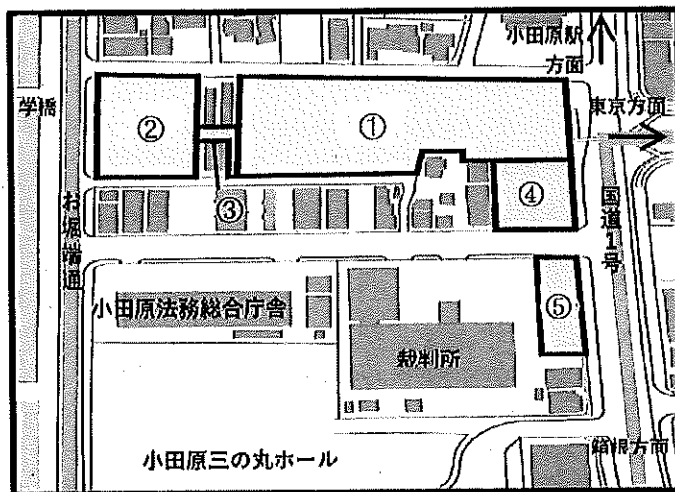
1 背景・目的

令和4年度（2022年度）から第6次小田原市総合計画がスタートし、重点施策のひとつである「小田原駅・小田原城周辺のまちづくり」に位置付けた「市民会館跡地等活用事業」については、令和5年3月に策定した「市民会館跡地等活用計画」に基づき、整備・活用方針を具体化することを目的とする。

2 業務期間

契約締結日から令和7年（2025年）8月29日まで（継続事業）

3 対象地



No.	区 分	所有	面積
①	本町臨時駐車場	市	1,119.26㎡
②	旧市民会館	市	3,244.11㎡
③	旧市民会館西側	公社	73.74㎡
④	旧市民会館南側	公社	641.39㎡
⑤	裁判所東側	公社	496.17㎡
合 計			5,574.67㎡

4 業務内容

□: (実施済)R5-R6.12まで □: R7.1-3まで □: R7.4-8まで

(1) 公民連携による推進体制の構築に向けた合意形成

①現況把握・課題整理

市民会館跡地等活用計画や関連する上位計画等を踏まえ、活用イメージの検討に当たって必要となる関係法令、現況特性（立地環境、建設条件等）、交通環境、対象地の位置づけ・導入機能の方向性等を整理する。

②活用計画策定に当たっての意見交換等の内容整理

市民会館跡地等活用計画策定に当たり開催した意見交換会や民間事業者へのサウンディング調査結果をもとに、対象地における具体的な活用イメージを整理する。

③試験的活用スキームの検討・実施準備

対象地の活用イメージの共有と活用による効果・影響を検証するために行う試験的活用の進め方（開催時期・期間等）や活用内容、推進体制、効果検証手法・項目について検討するワークショップ（3回程度）の開催を支援する。また、ワークショップの結果を踏まえ、試験的活用の実施計画書（案）を作成する。

試験的活用には、活用による効果・影響等を検証し、本格整備における導入機能や施設規模及び配置計画等につなげる。

ワークショップの開催に当たっては積極的な参加を促すため、SNSの活用やキービジュアル

の作成等の効果的な情報発信方法を検討し、実施する。(計3回程度)

④イメージパス作成

公民連携による推進体制の構築に向け、①～③を踏まえたイメージパス(対象地全体を俯瞰した鳥瞰図を想定)を作成し、市民や事業者等と活用イメージを共有し、合意形成を図る。

⑤公民連携による推進体制の構築に向けた基本構想の策定

民間事業者の事業参画に係る意向等の把握に向け、①～④の検討結果を踏まえながら基本構想の策定を行う。策定にあたっては、基本構想の策定経過や内容について意見交換を行い、広く市民との合意形成を図る。

(2) 公民連携による事業スキームの検討

①本格整備イメージの検討

(1)を踏まえ、対象地の活用にあたっての導入機能の検討を行うとともに、事業区域、土地利用に係るゾーニング(動線検討を含む)、施設構成・機能規模、施設配置計画を検討する。

②公民連携に向けた事業手法等の検討

①で検討した導入機能や施設構成・機能規模等に基づき、持続可能な管理運営体制を含む公民連携の事業手法案を検討する。検討にあたっては、本格整備イメージの検討結果に基づき、先行事例調査を行うとともに、庁内関係課への意向調査を行い、対象地の活用事業にあたっての前提条件を整理する。

③民間事業者の意向調査

①及び②を踏まえ、対象地の活用方針に関する民間事業者の意向等を把握するため、対話を実施する(10社程度)。また対象地の現状を把握してもらうため、市が実施する現地見学会の開催支援を行う。

民間事業者の意向調査・現地見学会の開催にあたっては積極的な事業参画を促すため、効果的な情報発信方法を検討し、実施する。

④公民連携体制の構築に向けた条件整理

③の結果を基に、サウンディングで得られた意見や条件について整理・分析を行い、対象地の活用にあたっての、事業スキーム(事業規模、事業期間、官民の役割・リスク分担等)について、詳細な検討を行い、最適な事業スキームを検討する。

⑤サウンディング調査の実施

④までを踏まえ、公民連携による市民会館跡地等活用に関心のある事業者(3～5社程度)との対話を実現するための支援を行う。

⑥公民連携体制の構築にあたって必要となる資料の作成支援

⑤を踏まえ、対象地の活用にあたって公民連携により取り組む民間事業者を募集するにあたり、事業提案募集要項等の資料作成の支援を行う。

⑦試験的活用の実施及び効果検証

試験的活用の実施にあたっては、ワークショップ及びサウンディング調査結果を踏まえ、試験的活用における仮整備イメージを検討し整備するとともに、発注者と協力して滞在空間の設置・運営支援や出店者等との調整支援を行う。また、本格整備後の活用にあたっての課題を把握・整理するため、旧市民会館解体後の令和7年3月から6月までの期間に試験的活用による効果検証を行ったうえで、具体的な機能配置等の計画策定につなげる。なお、試験的活用の振り返りを目的とした意見交換会を1回実施する。

⑧公民連携による推進体制の構築に向けた基本計画の策定

民間事業者の事業参画を促すために必要となる事業手法や条件等をまとめた計画（基本計画）を①～⑦の検討結果を踏まえ策定するとともに、基本計画（案）に基づくイメージパースは令和7年5月までに作成する。

（３）公民連携による事業の推進に向けた空間活用の検討

①前提条件の整理

対象地の導入施設等の検討にあたっての前提条件（周辺道路からの接続や埋蔵文化財等の関連する基盤整備条件等）について、整理・確認を行う。

②導入機能・規模の精査、配置計画の精査

（２）③④⑤を踏まえ、規模の具体化及び施設配置のあり方について精査する。

③施設計画の検討

①及び②の検討結果を基に、土地利用及び施設整備方針を検討するとともに、施設計画図（配置計画案、平面計画案、断面計画案を想定）とイメージスケッチ（アイレベル2，3枚程度）を作成するとともに、広く市民等との合意形成を図る。

④概算整備費・事業スケジュールの検討

類似事例等を基に概算工事費等を算出するとともに、供用開始までの整備事業スケジュールを検討する。

なお、概算整備費の算出及び事業スケジュールの検討については、令和7年5月までとする。

⑤VFMの算出

④の結果を踏まえ、国交省のVFM簡易算定モデルマニュアルを参考に、VFMを算定し、最適な事業手法の検討を行う。

（４）協議資料の作成

事業実施にあたって必要となる関係者との協議用資料の作成を行う。

5 業務計画書の提出

受注者は、契約締結後速やかに、次に掲げる事項を記載した業務計画書を発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。（仕様書に定めのない業務計画については、協議事項とし、適宜追加するものとする。）なお、市民会館跡地等活用に伴うエリア価値向上支援業務受託候補者選定公募型プロポーザル実施要領に基づき提出した配置予定の管理技術者及び主任技術者の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、事前に同等以上の技術を有する者であることの承認を発注者から得ること。

業務実施方針

（１）業務行程

業務行程計画の作成、打合せ計画の作成

（２）業務体制

事業関与者の業務体制、組織計画（体系図）、業務担当表、連絡体制、連絡先

（３）配置技術者名簿

担当分野、氏名、所属、役職、保有資格、実務経験

(4) その他

発注者が他に必要とする事項

6 貸与資料

本業務を遂行するに当たり必要な資料等のうち、本市が所有するものにては、可能な範囲で貸与する。

7 共通業務

- (1) 各業務の遂行における伝達、記録、保存の対象となる情報を定め、情報の伝達、記録、保存の方法を提案する。(情報管理手法の構築)
- (2) 各種会議のうち、受注者が出席する必要がある会議においては、技術的中立性のもと、発注者の支援を行う。出席しない会議については、議事録又は報告をもとに必要に応じて発注者に助言する。

8 管理技術者・担当技術者の配置等

- (1) 管理技術者は、仕様書「4 業務内容」における各業務の担当技術者を統括し、技術士(都市及び地方計画)の資格を有し、円滑な業務遂行を図る責任者として、実施要領3(1)カに掲げる業務に従事した実績を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を選任すること。
- (2) 担当技術者として、実施要領3(1)カに関する業務に従事した実績を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を選任すること。なお、管理技術者と担当技術者の兼務は可とする。
- (3) その他、技術者に関すること
管理技術者及び担当技術者については、受注者に所属する者に限るものとし、再委託は認めない。

9 打合せ協議

本業務の担当所管との打合せ協議は、初回、中間(5回)、最終の計7回の打合せ協議を実施し、その他必要に応じて実施することとする。着手時及び業務完了時の打合せは対面で行い、中間打合せについては、Web会議を主体として、必要に応じて対面で行うこととする。業務の遂行にあたって、連絡を密に取り、打合せ後は速やかに議事録を作成して相互に確認する。

10 その他関連事務

- (1) 会議等の資料作成支援、編集補助等
- (2) 業務報告書(紙媒体・電子データ)の作成
- (3) 令和7年度予算編成事務支援。
- (4) 仕様書に記載のない事項でも、本業務の目的を達成する上で、有効な提案があれば盛り込むものとする。

11 報告書の作成及び成果物の提出

各業務内容を取りまとめ、業務成果として調査・検討した成果を取りまとめた報告書を

作成する。本業務の成果物は、紙媒体及び電子媒体（CD-R等）により提出する。

- | | | |
|----------|----------|----|
| ・業務計画書 | （A4カラー判） | 4部 |
| ・業務報告書 | （A4カラー判） | 4部 |
| ・基本構想（案） | （A4カラー判） | 4部 |
| ・基本計画（案） | （A4カラー判） | 4部 |
| ・基本設計（案） | （A4カラー判） | 4部 |
| ・上記電子データ | | 一式 |
| ・その他資料 | | 一式 |

※ 電子データ提出にあたっては次について留意すること。

- ・使用図面及び作成図面のCADデータは、AutoCAD2012及びJWCAD双方で編集可能なもの及びPDFデータを併せて提出するものとする。
- ・文書データは、Microsoft Word又はMicrosoft Excelで編集可能なもの及びPDFデータを併せて提出するものとする。
- ・電子データについては、受注者による事前のウイルスチェックを行うものとする。



決算特別委員会請求資料 44 戸籍住民課

平成 27 年度～令和 7 年度までのマイナンバーカード交付に係る経費の推移（補助金の額、会計年度任用職員の人数・金額の内訳がわかるもの）

単位：円

年度	事業費	補助金の額	会計年度任用 職員（人）	会計年度任用 職員の金額
平成 27 年度	8,284,750	5,398,000 (65.15%)	7	3,784,063
平成 28 年度	20,562,686	11,961,000 (58.16%)	7	14,137,692
平成 29 年度	13,985,502	5,772,000 (41.27%)	6	10,387,080
平成 30 年度	14,208,000	14,208,000 (100.0%)	7	10,503,576
令和元年度	17,897,456	17,897,000 (100.0%)	7	12,942,289
令和 2 年度	30,241,430	30,241,000 (100.0%)	8	18,361,324
令和 3 年度	38,713,577	38,713,000 (100.0%)	10	24,599,887
令和 4 年度	47,600,829	47,600,000 (100.0%)	20	32,136,869
令和 5 年度	60,157,615	60,157,000 (100.0%)	20	38,585,296
令和 6 年度	68,562,356	68,562,000 (100.0%)	20	53,540,329
令和 7 年度	91,294,000	91,294,000 (100.0%)	16	65,140,406
合計	411,508,201	391,803,000	-	284,118,811

※算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。（マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱第 4 条 2 項より）

※事業開始が平成 28 年 1 月からのため、平成 27 年度は金額が少額となっている。

※令和元年度までは臨時職員制、令和 2 年度からは会計年度任用職員制度に移行。

※令和 8 年 3 月から、窓口受付事務を委託化。

小田原箱根商工会議所移転支援金支出に係る資料一式（申請書類）

様式第1号（第4条関係）



小田原箱根商工会議所移転支援金交付申請書

令和7年7月29日

小田原市長 様

申請者 住所 小田原市本町4-2-39

団体名 小田原箱根商工会議所

代表者職・氏名 会頭 鈴木

小田原箱根商工会議所移転支援金の交付を、関係書類を添えて申請します。

事業の目的	<p>昭和21年に創立した小田原箱根商工会議所は、地域の中小企業の経営支援や地域活性化を目的に活動し、中小企業支援を一丁目一番地として、事業者に寄り添い、一番身近な相談相手として伴走支援している。</p> <p>国指定史跡地内（城内1番21号）に立地していた旧商工会館は、いずれは移転することが求められていたことなどから、新会館に移転することで、地域経済活性化の要として事業者支援を滞りなく継続する。</p>
事業の内容	<p>新会館として本町4丁目2番39号の土地建物を購入し、ヒト・モノ・カネ・ジョウホウのハブ機能を持つ、地域のビジネスを総合的にサポートする会館として整備するために改修工事を実施。</p> <p>中小企業がワンストップで相談し、支援を受けることができるよう、支援に欠かせないパートナーである、日本政策金融公庫や信用保証協会等もテナントとして旧商工会館から移転できる環境を整えた。</p> <p>さらに、商工会議所事業として行う相談業務においては、新たに相談室を複数設け、プライバシー保護を強化することで、個社支援にふさわしい整備も施した。</p>

交付申請額	96,850,000 円
交付申請額の算出方法	<p>(1) 新会館移転に係る経費 593,813,711 円 (土地建物取得費、改修費、設備費、設計費、備品費、手数料、公租公課等)</p> <p>(2) (1) のうち、対象となる経費 561,732,155 円 (土地建物取得費、改修費、設備費、備品費)</p> <p>(3) (2) のうち、対象となる割合 ※ 55.53% (新会館で商工会議所が使用している面積割合)</p> <p>(4) 要綱で定められた補助率 1/3 を乗じる</p> <p>(5) すでに受領している省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 (一般社団法人環境共創イニシアティブ) 7,120,000 円を除く</p>

添付書類

- ☒ 土地及び建物の取得に係る売買契約書等の写し
- ☒ 領収書の写しその他の支援対象費用を支払ったことを証する書類
- ☒ 土地及び建物の登記簿謄本 (取得に伴う登記を完了したもの)
- ☒ 建物の平面図
- ☒ その他市長が必要と認める書類 (固定資産税課税証明書、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金交付決定通知書)

※ 55.53% (新会館で商工会議所が使用している面積割合) について

全体面積 2158.66 m² から 次を除外する

テナント利用面積 756.79 m²

3階共有部分 68.16 m²、6階共有部分 90.85 m²

4階共有部分のテナント利用分 44.09 m²

会議所利用面積 1198.77 m²

$1198.77 / 2158.66 = 0.5553$ (55.53%)

小田原箱根商工会議所移転支援金 交付申請額 内訳

支出年度	内容	支援対象	支援対象外	備考
1	令和5年度支出	1 支払手数料 (移転計画策定費用、登記手続き手数料)	5,622,470	5,622,470
		2 事務諸費 (振込手数料、契約書郵送料)	5,278	5,278
		3 公課分担金 (登記料、印紙代)	5,660,240	5,660,240
		4 物件購入代金 (土地・建物) 土地: 189,310,390円 建物: 80,689,610円 固定資産税清算金: 3,601,984円 仲介手数料: 7,383,931円 建物劣化状況調査: 1,188,000円	242,173,916	242,173,916 ① 10,000,000円 ② 228,801,984円 ③ 7,383,931円 ④ 1,188,000円
2	令和2年度支出	1 支払手数料 (エネルギー使用合理化事業に関する業務支援費、移転費用他)	8,290,319	8,290,319
		2 消耗品費 (細包材等消耗品購入費)	463,881	463,881
		3 事務諸費 (工事安全折戻折減料、振込手数料他)	127,288	127,288
		4 公課分担金 (印紙代)	65,600	65,600
		5 設計費 (建築士事務所協会)	5,500,000	5,500,000
		6 改修に伴う内部撤去処分工事 (新会館) (瀬戸建設)	19,800,000	19,800,000 ① 9,900,000円 ② 9,900,000円
		7 建主体改修工事費 (瀬戸建設)	140,541,500	140,541,500 ① 103,488,000円 ② 26,306,500円 ③ 10,450,000円 ④ 1,320,000円
		8 外構工事費 (瀬戸建設)	3,234,000	3,234,000
		9 電気設備工事費 (瀬戸建設)	36,630,000	36,630,000
		10 給排水工事費 (瀬戸建設)	12,430,000	12,430,000
		11 衛生設備工事費 (瀬戸建設)	9,240,000	9,240,000
		12 各種看板設置費 (屋上看板他)	1,640,100	1,640,100 ① 1,320,000円 ② 320,100円
		13 空調換気設備工事費 (瀬戸建設)	45,100,000	45,100,000 ① 15,000,000円 ② 16,000,000円 ③ 15,100,000円
		14 機械警備設置費 (監視カメラ、警報装置設置)	3,630,000	3,630,000 ① 3,135,000円 ② 495,000円
		15 館内ブラインド	3,190,000	3,190,000
		16 電線工事	4,580,510	4,580,510
		17 2F書庫棚	3,410,000	3,410,000
		18 2F会議室音響機器	1,250,000	1,250,000
		19 5F造作家具	6,050,000	6,050,000
		20 5F感染防止アクリル板	1,248,610	1,248,610
		21 他建物附属設備 (ポスト、モニター、AED、議員名表他)	2,671,570	2,671,570 ① 594,000円 ② 385,000円 ③ 205,470円 ④ 880,000円 ⑤ 221,100円 ⑥ 284,000円 ⑦ 121,000円
		22 他什器備品 (事務所什器備品)	13,617,450	13,617,450 ① 550,000円 ② 428,720円 ③ 12,193,170円 ④ 105,700円 ⑤ 343,860円
		23 ネットワーク設定費用	300,000	300,000
		24 諸経費 (共通仮設工事、法定福利費)	10,094,500	10,094,500 ① 6,944,500円 ② 4,050,000円
3	令和3年度	1 支払手数料 (旧会館廃棄物処理料)	2,286,000	2,286,000
		2 事務諸費 (振込手数料)	550	550
		3 公課分担金 (不動産取得税)	3,548,400	3,548,400
4	令和4年度	1 支払手数料 (旧会館登記手続き、アスベスト調査)	2,640,000	2,640,000
		2 事務諸費 (振込手数料)	1,100	1,100
		3 公課分担金 (印紙代)	450	450
		新会館移転支出合計	581,732,186	32,081,566 583,813,711

1-4-①

領 収 書

小田原箱根商工会議所 様

発行日

2019年12月24日

金額 ￥10,000,000 -

但 不動産売買契約書第2条に基づく手付金として
上記正に領収いたしました。



内 訳

税抜金額 円

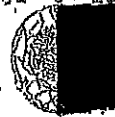
消費税等 円

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町1-9-11

株式会社メガネスーパー

TEL : 03 - 6453 - 6644



<取引概要>

物件名 小田原本社ビル

ご請求額

10,000,000 円

内訳

売買金額（総額）

円

手付金

10,000,000 円

固定資産税清算金

円

その他精算金

円

1-4-②

領 収 書

小田原箱根商工会議所 様

発行日

2020年3月31日

金額 ¥223,601,984 -

但 不動産売買契約書に基づく売買代金として

上記正に領収いたしました。



内 訳	
税抜金額	215,357,474 円
消費税等	8,244,510 円

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町1-9-11

株式会社メガネスーパー

TEL: 03-6453-6644



<取引概要>

物件名 小田原本社ビル

ご請求額 223,601,984 円

内訳	
売買金額 (総額)	230,000,000 円
手付金	-10,000,000 円
固定資産税清算金	3,601,984 円
その他精算金	円

1-4-③



高田正

株式会社 横浜銀行 (はまぎん) ビジネスサポートダイレクト

実行結果<振込・振替>

【状態：受付済み】

処理日時 2019年12月28日 13時48分25秒

振込引情報

実行番号	1223021
取引種別	振込・振替
振込・振替指定日	指定日 12月24日
取引名	会館南側調査
振込依頼人名義	

振込元情報

支払口座	
------	--

振込先口座

金融機関名	
振込・振替先口座	
口座名義人	株式会社
支店名	県西南支店

振込金額

送付金額	1,108,000円
振込手数料 (税込)	880円
引当合計金額	1,108,880円

振込依頼を要付けました。振込依頼は12月24日扱いです。

1-4-④

御 請 求 書

令和 1 年 12 月 18 日

小田原箱根商工会議所
会頭 鈴木 倂介 様

一般社団法人
神奈川県建築士事務所協会 県西支部
支部長 藤部 雅行
神奈川県小田原市柳瀬町 492-5
〔有〕渡部 一樹 建築士事務所 内

下記の通りご請求申し上げます。

請 求 額	¥ 1, 188, 000 -		
件 名	メガネスーパー建物劣化状況調査業務		
建 築 地	神奈川県小田原市本町 4 丁目 28-1		
業務報酬合計	¥ 1, 188, 000 -	消費税込金額	[振込先] [] [] [] [口座名] 県西耐震部会
領 収 済 額			
今回請求額	¥ 1, 188, 000 -		
請 求 残 額	0 -		

※ 消費税・取引にかかわる消費税及び地方消費税の額

摘 要(内訳)	
御見積書の通り	1, 080, 000
消費税	108, 000
合 計	¥ 1, 188, 000 -

社団法人 日本建築士事務所協会連合会

2-6
①

小田原箱根商工会議所
 会頭 鈴木 伸介 様
 横浜銀行 Bank of Yokohama

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 02-04-13	I B 振込	*9,900,000	セトケツツカ	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

【記号のご説明】
 1. 証券類を記入金のお支払い金額などにつぎの記号
 およびその払い戻しができる予定日が表示されます。
 なお、その払い戻しができる予定日時はつぎのとおりです。
 C 1.....記入金の証券類日(午後1時30分から)
 C 2.....記入金の証券類日(午後1時30分から)
 C 3.....記入金日から6営業日(午前9時から)
 トリタテ 1.....記入金の証券類日(午後1時30分から)
 トリタテ 2.....記入金の証券類日(午前8時から)
 証券類によるお戻金の場合も前記に準じて取り扱います。
 2. 窓口でのお取引で過誤のご提出のあるときや、現金自動
 入出金機でのお取引で過誤をご利用のときには、年月日欄
 に*と表示します。

請求書

令和2年4月3日

小田原箱根商工会議所 御中

下記の通り請求申し上げます。

お振込の場合は下記口座へお願い致します。

〒250-0055 小田原市久野2-2-57

瀬戸建設株式会社

TEL 0465-34-7711

FAX 0465-35-2862

瀬戸建設株式会社

請求合計金額 ¥9,900,000 (税込)

工事名称 小田原箱根商工会議所本館改修に伴う内部撤去処分工事

名	称	数量	単位	単価	金 額
着工時		1	式		9,900,000
	小 計				9,900,000
	合 計				9,900,000

2-6-①

小田原箱根商工会事務所
 会頭 鈴木 伸介 様
 横浜銀行
 Bank of Yokohama

2-6
②

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	残し引き残高 (円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7	02-06-30 I B振込	*9,900,000	セトケツセツカ	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(記号の凡例)
 1. 振込額を記入するときはお支払い金額欄などにつぎの記号
 およびその払い戻しができる予定日が表示されます。
 なお、その払い戻しができる予定日はつぎのとおりです。
 C1.....お入金日の翌々営業日(午後1時30分から)
 C2.....お入金日の翌々営業日(午後1時30分から)
 C3.....お入金日からそえてB営業日(午前8時から)
 トリケテ1.....お入金日の翌営業日(午後1時30分から)
 トリケテ2.....お入金日の翌々営業日(午前8時から)
 証券類によるお振込金の場合も前記に準じて取り扱います。
 2. 窓口でのお取引で風俗の店舗のあるときや、現金自動
 入出金機でのお取引で換金と利用のときには、年月日欄
 に※と表示します。

4

保

令和2年6月26日

小田原箱根商工会議所

下詔の通り上の方へ

お振込の場合は下記口座へお願い致します。

—250—0855 小田原市久野之公方

中外新聞

11-04534-5850

FAX 0485-35-2862

社會主義建設巨潮

請求合計金額 ¥9,900,000 (税込)

正事名 称 小田原籍根商工会議所本館改修に伴う内部撤去処分工事

名 称	数 量	单 位	单 价	金 额
完成時	1	式		9,900,000
小 計				9,900,000
合 計				9,900,000

2-6-2

新会館施設改修(第一次)

2-7-①
(34)

項番	内容	金額(税抜)	金額(税込)
2-7-①	建築本体改修工事費	94,080,000	103,466,000
2-7-②	建築本体改修工事費(諸経費分)	23,005,000	25,305,500
2-8	外構工事費	2,940,000	3,234,000
2-9	電気設備工事費	33,300,000	36,630,000
2-10	給排水工事費	11,300,000	12,430,000
2-11	衛生設備工事費	8,400,000	9,240,000
2-24-①	諸経費(共通仮設工事)	5,495,000	6,044,500
2-24-②	諸経費(法廷福利費)	4,500,000	4,950,000
合計		183,000,000	201,300,000 (A)

※請負金額(A)について、3回に分けて支出

支払日	支払金額
R2.8.7	67,100,000
R2.10.22	67,100,000
R2.12.24	67,100,000
合計	201,300,000

工事請負契約書

注文者 小田原箱根商工会議所 様と
 請負者 瀬戸建設株式会社 とは
 工事名 小田原箱根商工会議所 新会館施設改修・第一次 工事
 (建築・外構・電気設備・給排水設備) の施工について、次の条項と添付の見積書・設計図書・工事請負契約條款に
 基づいて、工事請負契約を結ぶ。

1. 建設地 小田原市 木町4丁目2-8B
 2. 用途・用途・規模 事務所、鉄筋コンクリート造、地上 6 階建て
 3. 工期 着手 令和 2 年 8 月 5 日
 完成 令和 2 年 12 月 25 日
 4. 引渡の時期 令和 2 年 12 月 25 日

5. 請負代金の額 請負金額金 201,800,000 円
 工事金額金 188,000,000 円
 消費税額金 13,800,000 円
 6. 請負代金の支払 着工時金 67,100,000 円 (令和 2 年 8 月 10 日頃)
 中間時金 87,100,000 円 (令和 2 年 10 月 20 日頃)
 完成引渡し時金 67,100,000 円 (令和 2 年 12 月 25 日頃)
 引渡しと同時に、請負代金の支払を完了するものとする。

7. その他

- ・工事の追加又は変更があった時、又は着工に6ヵ月以上の遅延が発生した場合には、請負代金に変更が生じる事があります。その場合、双方協議をもって対応するものと致します。
- ・注文者および請負者は、相手方に対し現在、自己またはその役員その他自己の経営に実質的に関与する者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力やその構成員またはこれらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力等」という。)に該当せず、また、過去において反社会的勢力等ではないことを確認する。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印して注文者と請負者双方が原本をそれぞれ保有する。

令和 2 年 8 月 4 日

〒250-8567

注文者 住所 小田原市城内1-21
小田原箱根商工会議所
 氏名 会頭 鈴木 健介

〒250-0655

請負者 住所 小田原市久保2287番地
瀬戸建設株式会社
 氏名 代表取締役 瀬戸 良幸

昭和六年
廣戸建設株式會社
千五百〇〇番地
TEL 1117-1117 FAX 2323
〒250-0494 愛知県小田原市本町1丁目2番地28
工事部新 持田川小田原市本町1丁目2番地28

工臺名称 小田原増田工全議所 新金館通設修築一次工臺

小田原縣立第二圖書館

見積金額 ￥201,300,000-

[illegible]

社會主義報刊

作成日: 令和 2年 8月11日 18時14分
1 / 1頁

帳票ID: BKP05000

さがみ信用金庫 入出金明細結果表

00200002246		さがみ信用金庫株式会社	
2020年08月01日から2020年08月11日		既・未照金分すべて	
2020/08/03			
2020/08/06			
2020/08/07			
2020/08/07		57,100,000	セトケンセツ (カ)
2020/08/07	総合振込		
2020/08/07			
2020/08/11			
2020/08/11			

2-7-①
ほか
支払 1

No. 20 — 300

請 求 書

令和2年8月6日

小田原箱根商工会議所

会頭 鈴木 悌介 様

下記の通り請求申し上げます。
お振込の場合は下記口座へお願い致します。

〒250-0055 小田原市
瀬戸建設株式会社
TEL 0465-35-2862
FAX 0465-35-2862

瀬戸建設株式会社

請求合計金額 ¥67,100,000 (税込)

工 事 名 称 小田原箱根商工会議所 新会館施設改修 第一次工事

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額
着工時金として	1	式		67,100,000
小 計				67,100,000
合 計				67,100,000

2-7-①ほか、
支払1

—sing—0. 12-21

請 求 書

令和2年10月15日

小田原箱根商工会議所 御中

下記の通り請求申し上げます。
お振込の場合は下記口座へお願い致します。

〒250-0055 小田原市
瀬戸建設株式会社
TEL 0465-844444
FAX 0465-85-2362

瀬戸建設株式会社

請求合計金額 ¥67,100,000 (税込)

工 事 名 称 小田原箱根商工会議所 新会館施設改修 第一次工事

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額
中間時金	1	式		67,100,000
小 計				67,100,000
合 計				67,100,000

2-7-01401
表紙2

16. 21. 0-30000

No. 20 - 520

請求書

令和2年12月24日

小田原箱根商工会議所 御中

下記の違いを訂正申し上げます。
お振込の場合は下記口座へお願ひ致します。

〒250-0055 小田原市久野2-2-37

瀬戸建設株式会社

TEL 0465-34-7711

FAX 0465-35-2882

瀬戸建設株式会社

請求合計金額 ¥67,100,000 (税込)

工事名称 小田原箱根商工会議所 新会館施設改修 第一次工事

名	称	数量	単位	単価	金額	額
完成時		1	式		67,100,000	
	小計				67,100,000	
	合計				67,100,000	

2-7-① ほか 支払31

1	2	3	4	5
0	1	2	3	4

ありがとうございました。

橫濱正金銀行

2. 12. 24

[illegible][illegible]

No. 20 - 524

請 求 書

令和2年12月24日

小田原箱根商工会議所 御中

下記の通り請求申し上げます。
お振込の場合は下記口座へお願い致します。

瀬戸建設株式会社

〒250-0035 小田原市久野2-25-1

瀬戸建設株式会社

TEL 0465-84-7711

FAX 0465-35-2862

請求合計金額 ¥10,450,000 (税込)

工 事 名 称 小田原箱根商工会議所 新会館施設改修 第二次工事

名	数 量	単 位	単 価	金 額
完成時	1	式		10,450,000
小 計				10,450,000
合 計				10,450,000

2-7-③-

卷之四

INDEX

0020002246

第 1 章 緒言

兩編及一切書本均經

令和 2年12月25日

平陽府

江ノ上ノ人々

0020007246-201224012

品名	数量	単位	金額
無	-	0 円	円
計	L. 320, 000.	円	円
計	L. 320, 000.	円	円

27-4

2-7-19

No. 20 - 522

請 求 書

令和2年12月24日

小田原箱根商工会議所 御中

下記の通り請求申し上げます。
お振込の場合は下記口座へお願い致します。

〒250-0035 小田原市久保2-18-71
瀬戸建設株式会社
TEL 0465-34-7771
FAX 0465-35-2862

瀬戸建設株式会社

請求合計金額 ¥1,320,000 (税込)

工事名称 小田原箱根商工会議所 新会館施設改修 パーテーション工事

名	称	数 量	単 位	単 価	金 額
完成時		1	式		1,320,000
	小 計				1,320,000
	合 計				1,320,000

2-7-④

帳票ID: BKP10033

さがみ信用金庫

為替振込 明細票

作成日: 令和 2年12月 9日 12時 0分
1/1 頁

国出金元情報

会社番号	0020002246	取引口座番号	0020002246
会社名称	さがみ信用金庫	取引口座名称	さがみ信用金庫

国出金元情報

国出金元情報	令和 2年12月10日	振込先	郵政振込
振込先	予約済	振込金額	WEB
振込元	会報建設 電板代	振込金額	
振込元	0020002246-201209013	振込金額	

国出金元情報

国出金元情報	1 件
振込先	1,320,000 円
振込元	(1,320,000 円)
振込元	0 円
振込元	0 円
振込元	1,320,000 円

国出金元情報

国出金元情報	振込先	振込金額	振込元	振込元
振込先	郵政振込	1,320,000 円	振込元	0 円
振込先	郵政振込	1,320,000 円	振込元	0 円
振込先	郵政振込	1,320,000 円	振込元	0 円
振込先	郵政振込	1,320,000 円	振込元	0 円

2-12-0

2-12-①

御 請 求 書

小田原箱根商工会議所様

令和2年11月28日

有限会社 鳳 堂

代表取締役 田村 浩一

本社/〒260-0011小田原市栄町2-14-3 Tel.0465-22-4610 Fax.0465-22-8288

工場/〒260-0008小田原市東町4-7-2 Tel.0465-84-9500 Fax.0465-84-9504

合計金額 ￥1,320,000 円

件 名 商工会議所会館看板製作・設置工事

品 名	単位	数量	単価	金額	備考
1 屋上広告					
仕様 亜鉛鉄板 厚み100mm 塗装 マーク W=2700mm Wチャンネル	セット	2	180,000	360,000	
仕様 SUS HJ 厚み100mm 小田原箱根商工会議所 H=780mm シングルチャンネル	セット	1	500,000	500,000	
2 入口 館銘 SUS 箱文字厚み15mm 小田原箱根商工会議所 H=160mm幅 ベースSUSプレート敷	セット	1	150,000	150,000	
3 設置工事	式	1	200,000	200,000	
4 龍経巻	式	1	20,000	20,000	
値引き	式	1	-30,000	-30,000	
合 計				1,200,000	
消 費 税				120,000	
合 計 金 額				1,320,000	

假設日：令和3年2月24日 18時55分

[illegible]

審議通過日	令和3年2月10日	審議通過	審度承認
承認日	発行済	承認数量	793B
承認者	会道建設 看板代		
承認番号	00200002245-210209061		

1 株	320, 100 円
(320, 100 円)	
0 株	0 円
0 株	320, 100 円

[illegible]

2-12-2

2-12-②

御 請 求 書

小田原箱根商工会議所様

令和3年11月20日

有限会社 文 堂

代表取締役 東 孝 樹

本社/〒250-0011小田原市栄町2-14-8 TEL0465-22-4555 FAX0465-22-4556

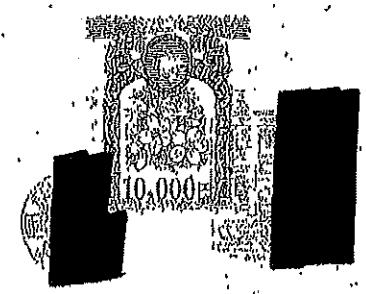
工場/〒250-0038小田原市京町4-7-2 TEL0465-84-0100 FAX0465-84-0101

合計金額 ¥320,100 (円)

件 名 商工会議所駐車場看板製作設置工事

品 名	単位	数量	単価	金額	備考
1 入口自立案内看板 W1500×H900mm 仕様 鉄骨T6角材加工塗装 フレーム アルミガルバリウム鋼合板 表示面 インクジェットプリント+UVラミネート アクリル 掘削・設置工事 諸経費	式	1	80,000	80,000	
	式	1	10,000	10,000	
	式	1	27,000	27,000	
	式	1	5,000	5,000	
	小計			122,000	(税別)
2 駐車場誘導位置看板 W800×H150mm 仕様 アルミガルバリウム鋼合板 鋼アルミ 表示面 インクジェットプリント+UVラミネート 設置工事	台	6	15,000	90,000	
	式	1	12,000	12,000	
	小計			102,000	(税別)
3 地面プレートサイン 61～64分 W400×100mm 素材 スチール鋼合板 表示面 インクジェットプリント+UVラミネート 掘削 設置工事	枚	4	3,500	14,000	
	式	1	8,000	8,000	
	小計			22,000	(税別)
4 駐車場誘導位置看板CCTV用 W400×H100mm 仕様 アルミガルバリウム鋼合板 鋼アルミ 表示面 インクジェットプリント 設置工事	台	2	15,000	30,000	(税別)
	式	1	4,000	4,000	
	小計			34,000	
5 地面プレートサイン CCTV用 W400×100mm 素材 スチール鋼合板 表示面 インクジェットプリント+UVラミネート 掘削 設置工事	枚	2	3,500	7,000	
	式	1	4,000	4,000	
	小計			11,000	
合 計				291,000	
消費税				29100	
合計金額				320,100	

2-13



注文請書

小田原箱根商工会議所 殿

下記の通り工事の注文を請け負います。

記

工 事 名 小田原箱根商工会議所 新会館施設改修 空調換気設備工事

工 事 場 所 小田原市 本町4丁目2-89

工 事 期 間 自 令和 2 年 9 月 7 日
至 令和 2 年 12 月 24 日

注 文 金 額 金 45,100,000 円 (税込)

工 事 金 額 金 41,000,000 円

消 費 税 (税率 10 %) 金 4,100,000 円

代金支払い 契 約 着 工 時 15,000,000 9月 10日頃
中 間 時 15,000,000 10月 20日頃
検収翌月末まで支払 15,100,000 12月 25日頃

令和 2 年 9 月 1 日

住 所 〒250-0056 神奈川県小田原市久野2267

氏 名 瀬戸建設株式会社
代表取締役 瀬戸 良 幸



帳票ID: BK005000

作成日: 令和 2年 9月11日 15時26分
1/ 1頁

さがみ信用金庫 入出金明細結果表

取引日	取引種別	金額	残高
2020/09/10	入金	0020002245	27,500

取引日	取引種別	金額	残高
2020/09/10	入金	0020002245	27,500

取引日	取引種別	金額	残高
2020/09/10	入金	2,200	29,700
2020/09/10	入金	15,000	44,700
2020/09/10	入金	110	44,810
2020/09/10	入金	27,500	72,310
2020/09/10	入金	15,000,000	15,072,310

2-13-①

令和2年9月7日

小田原箱根商工会議所

下記のとおり請求申し上げます。
お振込の場合は下記口座へお振り致します。

社領有張設觀匠標

小田原市久野2-26-7

卷之四

0465-3-3777

FAX 0465-35-2862

請求合計金額 ￥15,000,000 (税込)

小田原銀座商店會議所 新會館施設改修 空調換氣設備工事

工 事 名 称	小田原相模国上云地区	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額
契約着工時			1	次		15,000,000
						15,000,000
		小 計				
		合 計				15,000,000

2-13-①

振票ID: BKP05000

作成日: 令和 2年10月27日 9時15分
1/ 1頁

さがみ信用金庫 入出金明細結果表

振込元	振込先	振込金額	振込日
0020002246	株式会社ロケット		
2020年10月23日から2020年10月23日			
振込先: 振込金分すべて			

振込元	振込先	振込金額	振込日
2020/10/23	総合振込	71,832	
2020/10/23	総合振込	13,000	
2020/10/23	手数料099	110	
2020/10/23	総合振込	673,200	
2020/10/23	手数料099	220	
2020/10/23	総合振込	185,460	
2020/10/23	総合振込	13,608	
2020/10/23	総合振込	39,618	
2020/10/23	手数料099	220	
2020/10/23	総合振込	15,000,000	
2020/10/23	総合振込	27,500	
2020/10/23	総合振込	10,500	

2-13-②

請求書

令和2年10月15日

小田原箱根商工会議所 御中

下記の通り請求申し上げます。
お振込の場合は下記口座へお願い致します。

瀬戸建設株式会社

〒250-0055 小田原市久保町2-23-1
瀬戸建設株式会社
TEL 0465-33-2502
FAX 0465-33-2502

請求合計金額 ¥15,000,000 (税込)

工事名 小田原箱根商工会議所 新会館施設改修 空調換気設備工事

名	称	数量	単位	単価	金額	額
中間時金		1	式		15,000,000	
	小計				15,000,000	
	合計				15,000,000	

2-13-②

明和系 普振込 金庫用分金

作成日：令和 2年12月24日 11時45分

00	9722000200	EAST KENTUCKY STATE A&A
----	------------	-------------------------

日付	令和 2年12月25日	印	敬使様迄
宛先	宇和濱	印	WEB
内容	会館建設 空室接収設備工事		
備考	0020002245-201224011		

15, 100, 000 円	1 件
(15, 100, 000 円)	
0 円	
0 円	
15, 100, 000 円	

[illegible]

2-13-③

No. 20 521

請求書

令和2年12月24日

小田原箱根商工会議所 御中

下記の通り請求申し上げます。
お振込の場合は下記口座へお願い致します。

〒250-0055 小田原市久野2-18-7

瀬戸建設株式会社

TEL 0465-35-7771

FAX 0465-35-2862

瀬戸建設株式会社

請求合計金額 ￥15,100,000 (税込)

工事名 称 小田原箱根商工会議所 新会館施設改修 空調換気設備工事

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額
検収翌月末まで支払	1	式		15,100,000
小 計				15,100,000
合 計				15,100,000

2-13-③

2-14

小田原繊維商工会事務所
会頭 鈴木 伸介様

横浜銀行 Bank of Yokohama

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
03-02-12	I B 振込	*4,015,000	ソウコウ ケイヒ	

4,015,000
内訳
3,630,000 (2-14)
① 3,135,000
② 495,000
385,000
(2-2/-②)

【記号の解説】
1. 証券類に入金のとぎはお支払い金額欄などにつぎの記号
およびその払い戻しができる予定日が表示されます。
なお、その払い戻しができる予定日時はつぎのとおりです。
C1 入金日の翌営業日(午後1時30分から)
C2 入金日の翌々営業日(午後1時30分から)
C3 入金日から7日以内(午前9時から)
トリカタ1 入金日の翌営業日(午後1時30分から)
トリカタ2 入金日の翌々営業日(午前9時から)
証券類によるお預り金の場合も前記に準じて取り扱います。
2. 窓口でのお取引で通帳の記帳のあるときや、現金自動
入出金機でのお取引で通帳をご利用のときは、年月日欄
に"と表示します。

L
r

作成日：令和 2年12月24日 11時45分
1/ 1頁

さかみ信用金庫 為替振込 明細票

振込ID: BKP10033

振出金元情報	
0020002246	
サカミクレジットサービス	

振込元情報	
令和 2年12月25日	都度振込
予約済	YES
会館建設 プライント工事	
0020002246-201224013	

振込先	
振込先名	1 住
振込先住所	3,190,000 円
振込先支店	(3,190,000 円)
振込先口座	0 円
振込先口座種別	0 円
振込先口座番号	3,190,000 円

振込先	
振込先名	会館建設
振込先住所	3,190,000 円
振込先支店	3,190,000 円
振込先口座	0 円
振込先口座種別	0 円
振込先口座番号	3,190,000 円

2-15

請 求 書

令和2年12月24日

小田原箱根商工会議所 御中

下記の通り請求申し上げます。
お振込の場合は下記口座へお願い致します。

瀬戸建設株式会社

〒250-0055 小田原市久野2-2-67
瀬戸建設株式会社
TEL 0465-34-7771
FAX 0465-35-2862

請求合計金額 ¥3,190,000 (税込)

工事名称 小田原箱根商工会議所 新会館施設改修 プライント工事

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額
完成時	1	式		3,190,000
小 計				3,190,000
合 計				3,190,000

2-15

税金・公共料金等 納付確認のお願い

2-16

年 月 日

小田原箱根商工会議所
会 員 鈴木 悌 介 様
日中のご連絡先

納付金額

十	億	千	万	百	十	千	百	十	円
			4	5	8	0	5	1	0

金額の欄にマークを記入ください

お手数ですが、以下が一致していることをご確認ください。

① 納付金額 = ② 金額 = 領収証の金額

②

金 額
4,580,510

円

電話料金等領収証 (Receipt)

総機番号
02201-0807

お客様氏名・電話番号
小田原箱根商工会議所 様

金 額
随時 63
¥4,580,510
うち、消費税等 416,410円

東日本電信株式会社
小田原支店
お振込先口座の番号は0120-2042-992

収入印紙貼付欄
200
日額票
印紙税
小田原MF86印
(右表を渡す)

本書面は納付を証明するものではありません。
ご不明な点がございましたら、お取引店にお問い合わせください。

横浜銀行 8008-1 (2-2)



NTT 東日本

東日本電信電話株式会社

原付先

神奈川県

TEL (無料) 0120-002-992

〒231-0021

横浜市中区 日本大通

横浜西郵便局私書箱28号

250-0012

小田原市本町4丁目2-89

小田原箱根商工会議所 8階
小田原箱根商工会議所 様NTT 東日本料金請求書
(NTT EAST-Bill)

令和 3 年 3 月 18 日発行

日ごろ、NTT 東日本をご利用いただきましてありがとうございます。
異国の半支払場所にご請求書をご持参のうえ、お支払いください。

※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめのうえおかけください。

ご注文・お問い合わせは局番なしの「114」へ(無料)	携帯電話・FAXからは 0120-114-000(有料)
通話の故障は局番なしの「113」へ(無料)	携帯電話・FAXからは 0120-444-113(有料)
ひかり電話の故障は0120-000-113へ(無料)	別添の番号からも利用可能

料金お問い合わせ先 0120-002-992 (無料)

整理番号	お支払期限 (Due Date)	ご請求額 (Charge)
02201-0807	令和 3 年 3 月 31 日	4,580,510 円

ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ
NTT 東日本ご利用分 (食料)	4,580,510 4,580,510	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。

◎お支払期限後に支払われた場合は、年14.6% (1日当たり
約0.04%)の延滞利息をお支払いいただく場合もあります。

料金お問い合わせ窓口受付
営業時間 午前8時～午後5時
※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業とさせていただきます。

以下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。

--	--	--	--

2-16

2-17

株式会社 箱根銀行 (はまぎん) ビジネスサポートダイレクト

入出金明細照会

照会日時 2021年03月26日 10時44分00秒

口座名義人 小田原箱根商工会議所様

照会対象

開始日付 (2021年03月01日) ~ 終了日付 (2021年03月20日)

支店

照会取引番号

口座

金額単位

照会結果

出金合計件数

件

入金合計件数

出金合計金額

円

入金合計金額

残高

円

番号	振込日 (振込日)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	残高 (円)	取引区分	振込機関名 / 支店名	振込額
001	2021年03月25日	4,660,610			出金		107718 かんぽ
002	2021年03月25日	221,100			出金		
003	2021年03月25日	66,725			出金		
004	2021年03月25日	330			出金		
005	2021年03月25日	28,000			出金		
006	2021年03月25日	440			出金		

内訳

4,658,610

3,410,000 (2-17)

1,248,610 (2-20)

2-17

2-18

株式会社 福岡銀行 〈はまぎん〉 ビジネスサポートダイレクト

入出金明細照会

処理日時 2021年03月02日 17時47分36秒

口座名義人 小田原箱板商工会議所様

照会対象 開始日付 (2021年02月10日) ~ 終了日付 (2021年03月02日)

支店

照会取引番号

口座

※照会履歴

照会結果

出金合計件数

件

入金合計件数

件

出金合計金額

円

入金合計金額

円

残高

円

通番	振込日 (振込日)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	残高 (円)	取引区分	金額欄別名 / 支店名	摘要
001							
002							
003	2021年02月10日	1,250,000			出金		(B77) 2) 2021/2/10

御 請 求 書

2-18

2021年2月3日

小田原箱根商工会議所 様
毎度有り難うございます。
下記の通り御請求申し上げます。

有限会社ユニオン商会

代表取締役 金子 不二夫

〒250-0013 小田原市南町2-2-58

TEL 0465-23-1451

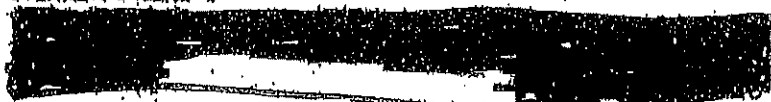
FAX 0465-23-1869

担 当 金子不二夫

税込み合計金額	¥1,250,000
合計金額	¥1,159,780
消費税額	¥115,978

品 名	数量	単位	単 価	金 額	備 考
会議室音響システム アンプなし					
TOAワイアレスチューナー					
WT-1824	1		170,000	¥170,000	208000
WTU-1830	2		49,000	¥98,000	60000
ワイアレスマイク					
WM-1220	4		35,000	¥140,000	43000
WM-1230防滴型	1		46,000	¥46,000	58000
ポータブルワイアレスアンプ					
WA-2800SC	1		163,000	¥163,000	189000
増設チューナーWTU-D2800	2		55,800	¥111,600	80000
デジタルワイアレスマイクWM-D1200	2		62,500	¥125,000	76000
システムラック	1		104,300	¥104,300	棚付
CD・SD・USBプレーヤー	1				
TASCAM CD-U400	1		72,000	¥72,000	変更¥82500
BDレコーダー DMR-4W200	1		39,800	¥39,800	
有線マイク DM-2200	1		18,000	¥18,000	
有線マイク演台用 DM1300セット	1		16,800	¥16,800	
スピーカーケーブル・アンテナケーブル	1	式	5,800	¥5,800	
ラック組み立て・接続・設定	1	式	22,000	¥22,000	
テーブルタップ	1		2,080	¥2,080	
HDMI-RCA変換アダプター	1		4,500	¥4,500	
追加御値引き				¥30,696	
合 計				¥1,190,476	

お振込み口座番号



2-19

株式会社 横浜銀行 (株) 日ビジネスサポートダイレクト

入出金明細照会

照会日時 2021年03月02日 17時47分30秒

口座名義人 小田原箱根商工会議所様
支店 [REDACTED]
口座 [REDACTED]
会館開設

照会対象 照会日付 (2021年02月10日) ~ 終了日付 (2021年03月02日)
照会照会番号 [REDACTED]

照会結果		件		件		円	
出金合計件数		[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]	
入金合計件数		[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]	
出金合計金額		[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]	
通帳 番号	振込日 (振込日)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	消通 (円)	振込区分	振込 口座名	摘要
001	2021年02月10日	0,000,000		[REDACTED]	出金		印字機 02/10/21
002	[REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]
003	[REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]

2-19-

請 求 書 (/ 月限)

2021 年 / 月 3 / 日

〒250-0902 神奈川県小田原市城山町43
株式会社 杉三製作所
TEL 0465-88-2100 FAX

小田原箱根商工会議所 様

税込合計金額		¥ 6,050,000 - /									
前 月 請 求 残 高											
別 紙 請 求 書 (税込) / 枚											
消 費 税 額 等 (税率10%)											
当 月 請 求 額											

上記のとおり御請求申し上げます

コクヨ カ-028

杉三製作所



株式会社 横浜銀行 (はまぎん) ビジネスサポートダイレクト

入出金明細照会

2-20

照会日時 2021年03月26日 16時44分00秒

口座名義人 小田原箱根商工会議所様

照会対象

開始日付 (2021年03月01日) ~ 終了日付 (2021年03月26日)

支店

照会取引番号

口座

会館建設

照会結果

出金合計件数

入金合計件数

出金合計金額

入金合計金額

残高

通番	振込日 (振込日)	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	残高 (円)	取引区分	振込元名 / 支店名	振込
001	2021年03月25日	4,658,610			出金		IBJMR 011711
002							
003							
004							
005							
006							

内訳
4,658,610
3,410,000 (2-17)
1,248,610 (2-20)

2-17

請 求 書

2-20
2021年03月18日

〒250-0012
小田原市本町4丁目2番30号

小田原箱根商工会議所

株式会社 小田原箱根商工会議所

〒250-0002 神奈川県小田原市本町2-5-20
TEL 0465-85-6050 6539

31	7	1	61,655	61,655	0
1,192,800	0	-57,700	113,510	1,248,610	

請求No. 148005

得意先CD 1050206-1

検印

検印

1,248,610

2021/03/10	87987	* 振 入 金			(61,655)
2021/03/18	998961	ナカバヤシ 納			
売上		PTS-A08080CR 77996-5432 00x60	4.00	0,800.00	36,400
		* 小 計			36,400
2021/03/18	998962	コクヨ			
売上		飛沫防止バネ付 000x600 WZK-塩ビ	3.00	9,900.00	29,700
		* 小 計			29,700
2021/03/18	998963	その他 993100	26.00	20,400.00	530,400
売上		飛沫感染対策パネル DP12050TSL			
2021/03/18	998963	その他 993100	1.00	42,000.00	42,000
売上		配送費			
		* 小 計			572,400
2021/03/18	998965	その他 993110	1.00	338,000.00	338,000
売上		Canon 液晶ディスプレイ EX-M0500Z (J)			
		* 小 計			338,000
2021/03/18	998966	その他 993100	1.00	32,000.00	32,000
売上		57333 傘立 (UA) 27本立UA-27P			
2021/03/18	998966	その他 993100	1.00	40,800.00	40,800
売上		60077 2way指示板壁掛型 TB-602			
2021/03/18	998966	その他 993100	1.00	19,500.00	19,500
売上		51040 2wayタイプ黒板 (L型) LA-1			
		* 小 計			92,300
2021/03/18	998967	その他 993100	2.00	57,000.00	114,000
売上		41074 AR-11NB 2wayボード両面スチール			
2021/03/18	998967	その他 993100	1.00	8,000.00	8,000
売上		藤久組立施工費			
2021/03/18	998967	その他 993100	-1.00	4,000.00	-4,000
値引		出納帳引き			
		* 小 計			118,000
2021/03/18	998949	その他 993100	-1.00	9,600.00	-9,600
値引		返品 32030 デリカ-#天板V950-W11 納付			
2021/03/18	998949	その他 993100	-1.00	37,100.00	-37,100
値引		返品 32014 デリカ-# V950-119 納付			
2021/03/18	998949	その他 993100	-1.00	7,000.00	-7,000
値引		返品 32032 デリカ-# A-V950-B1 納付			
		* 小 計			-53,700

取引銀行

※ は転送率削減であることを示します。

2-20



作成日：令和2年12月24日 13時45分
1/1 1頁

3020002246

我々が「労働者の権利」を

卷一百一十五

令和2年12月25日

予約齋

海日圖經丁未日中云：飛龍遊海。

0020009746-901594014


 NATIONAL BUREAU OF STANDARDS

國合計	工 件
金銀製品	594,000 円
皮革製品	(594,000 円)
繊維製品	0 円
電機製品	0 円
雑貨	594,000 円

00200002246-201224014	金館建設課内々々々々々役所工事	令和2年12月25日	都度振込
	千和洋		WEB

[illegible]

2-21-01

No. 20 — 525

請求書

令和2年12月24日

小田原箱根商工会議所 御中

下記の通り請求申し上げます。
お振込の場合は下記口座へお願い致します。

〒250-0055 小田原市久野2-2-6
瀬戸建設株式会社
TEL: 0465-84-7711
FAX 0465-35-2862

瀬戸建設株式会社

請求合計金額 ¥594,000 (税込)

工事名称 小田原箱根商工会議所 1階E V横 案内モニター設置工事

名	称	数量	単位	単価	金額
完成時		1	式		594,000
	小計				594,000
	合計				594,000

2-21-01

2-21-②

口座番号

口座名義

小田原箱根商工会議所
会頭 鈴木 健介様

Bank of Yokohama

横浜銀行



5

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8 03-02-12	I B 振込	*4,015,000	ソコウウイセホリヨク	
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24 0				

4,015,000

内訳

3,630,000 (2-14)

385,000

(2-21-②)

【記号のご説明】

1. 振替額を記入金入のときはお支払い金額助などにつぎの記号
およびその払い戻しができる予定日が表示されます。
なお、その払い戻しができる予定日時はつきのとおりです。
C1.....ご入金日の翌営業日(午後1時30分から)
C2.....ご入金日の翌々営業日(午後1時30分から)
C3.....ご入金日からえて6営業日(午前8時から)

- リタラ1.....ご入金日の翌営業日(午後1時30分から)
リタラ2.....ご入金日の翌々営業日(午前8時から)
直営店によるお預込金の場合も前記に準じて取り扱います。
2. 窓口でのお取引で通帳の記帳出のあるときや、現金自動
入出金機でのお取引で通帳をご利用のときには、年月日割
に*と表示します。

6

2-21-③

当行指定口座

口座番号

小田原商工会館
会館 鈴木 伸介様



Bank of Yokohama

横浜銀行



5

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	繰上引き残高 (円)
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15	03-02-25 I B 振込	*516,010 (カ) イナリマ		
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

516,010

内訳

206,470

(2-21-③)

309,540

(対象外)

【お金の流れ】

1. 前振込を入金金のお支払い金額などにご注意
およびその払い戻しができず返金されません。
なお、その払い戻しができず返金された場合は、
C1.....ご入金日の翌日(午後1時30分から)
C2.....ご入金日の翌々日(午後1時30分から)
C3.....ご入金日から3日後(午前0時から)

1. カタ1.....ご入金日の翌日(午後1時30分から)
2. カタ2.....ご入金日の翌々日(午前0時から)
3. カタ3.....ご入金日の翌々日(午前0時から)
4. カタ4.....ご入金日の翌々日(午前0時から)
5. カタ5.....ご入金日の翌々日(午前0時から)
6. カタ6.....ご入金日の翌々日(午前0時から)
7. カタ7.....ご入金日の翌々日(午前0時から)
8. カタ8.....ご入金日の翌々日(午前0時から)
9. カタ9.....ご入金日の翌々日(午前0時から)
10. カタ10.....ご入金日の翌々日(午前0時から)

6

請求書

2-21-③
2021年01月31日

〒250-0014
小田原市城内1-21

小田原繊維商工会議所

株式会社

林洋行

様

〒250-0002 神奈川県小田原市藤沢2-5-20
TEL 0465-35-5000 FAX 0465-5539

31	2	1	5,478	5,478	0
187,700	0	0	18,770	206,470	
請求No. 147307			検印	検印	206,470
得意先CD 1050206					

2021/01/08	08076	* 御入金			(5,478)
2021/01/19	08008	* *	3.00	13,900.00	41,700
売上		44cmテーブル 白 DT-02B 丸形 80cm	台		
2021/01/19	08008	* *	12.00	6,500.00	78,000
売上		74cmテーブル 白 PP-623	脚		
2021/01/19	08008	* *	1.00	10,000.00	10,000
売上		配送組み立て	式		
		* 小計			137,700
2021/01/31	09088	* *	1.00	11,000.00	11,000
売上		44cmテーブル 白 丸形 80cm	台		
2021/01/31	09088	* *	4.00	6,500.00	26,000
売上		74cmテーブル 白 PP-623	脚		
2021/01/31	09088	* *	1.00	13,000.00	13,000
売上		配送・組立費	式		
		* 小計			50,000
		10%対象消費税		206,470	18,770

取引銀行

※は軽減税率対象であることを示します。

請求書

2021年02月17日

2-21-③

〒250-0012

小田原市本町4丁目2番30号

小田原箱根商工会議所

株式会社

〒250-0002 神奈川県小田原市本町2-5-20
TEL 0465-35-5055

様

31	1	1	0	0	0
281,400	0	0	28,140	309,540	

請求No. 147372

得意先印

20- 1

検印

検印

309,540

対象外

日付	品名	数量	単価	金額	消費税	合計
2021/02/17	993825 その他	993106	9.00	15,000.00		15,000.00
売上	バスルーム暖地UP906脱着費込450*1000					
2021/02/17	993825 その他	993106	1.00	14,000.00		14,000.00
売上	座面暖地UP906脱着費込470*450*50					
2021/02/17	993825 その他	993106	48.00	2,300.00		2,300.00
売上	肘掛け暖地UP906脱着費込470*50					
2021/02/17	993825 その他	993106	1.00	22,000.00		22,000.00
売上	現地出張費 (現場諸経費含)					
						28,140
						309,540
						(28,140)
	10%対象消費税	309,540		28,140		

「※」は座敷得車対象であることを示します。

取引銀行

領票ID: EKP10033

さがみ信用金庫 為替振込 明細票

作成日: 令和 3年 2月24日 15時34分
1 / 1頁

国出金元情報

金種コード	0020002246	振込口座情報	
送金先	さがみ信用金庫		

国源金元情報

振込日	令和 3年 2月25日	振込種別	都庁振込
振込時間	午後	振込先	WEB
振込金額	合算建設 追加信託品該置代		
振込元	0020002246-210224007		

振込料

振込手数料	1 件
振込手数料	380,000 円
振込手数料	(380,000 円)
振込手数料	0 円
振込手数料	0 円
振込手数料	380,000 円

国明細一覧

振込日	令和 3年 2月25日	振込種別	都庁振込
振込時間	午後	振込先	WEB
振込金額	合算建設 追加信託品該置代		
振込元	0020002246-210224007		
振込手数料	380,000 円		
振込手数料	(380,000 円)		
振込手数料	0 円		
振込手数料	0 円		
振込手数料	380,000 円		

2-21-④

請 求 書

令和3年2月24日

小田原箱根商工会議所

会頭 鈴木 徹 様

下記の通り請求申し上げます。

お振込の場合は下記口座へお願い致します。

〒250-0055 小田原市久野2-3-67

瀬戸建設株式会社

TEL 0465-345711

FAX 0465-35-2862

瀬戸建設株式会社

請求合計金額 ¥880,000 (税込)

工事名称 小田原箱根商工会議所 追加備品設置工事

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額
上記として	1	式		880,000
小 計				880,000
合 計				880,000

2-21-④

入出金明細照金

2-21-5

案店

口座

圓照會結果

五金合計件數

出金合計金額

伴

紅

入金合計件数

入金合計金額

强高

四

序号	提款日期	收款金额 (元)	付款金额 (元)	余额 (元)	取现区分	金库名称及 发信名	摘要
001							
002	2021年05月26日	221.100			出金		187414 马工办付的
003							
004							
005							
006							

御 請 求 書

小田原箱根商工会議所様
毎度有り難うございます。
下記の通り御請求申しあげます。

有限会社工二才、陶会

代表取締役 金子 正三夫

〒250-0918 静岡県南

TELE 20465-23-1451

FAX 0485-23-1809

担 当 金 子

税込み合計金額		¥221,100	
合計金額	¥201,000	消費税額	¥16,080

品名	数量	単位	単価	金額	備考
2階大会議室電気工事					
埋込コンセント増設工事	1	台	160,000	¥160,000	579後継工事
	1	台	17,500	¥17,500	※160,000円
壁面取付工事	1	式	12,500	¥12,500	
HDMIエンフォーケーブル					サービス
会議室コンセント新設工事	1		11,000	¥11,000	
合 計				¥201,000	

電話入口及出口

20280-4-16925

作藏日：金和3年3月24日、10時1分
1/1頁

我 牙 和 交 友 所 功 成 伴 公 日

莊子

品名	単位	数量	金額
金	1 件	264,000 円	
(264,000 円)			
0 円			
0 円			
264,000 円			

五

[illegible]

2-21-6

請 求 書

令和3年3月11日

小田原箱根商工会議所

会頭 鈴木 慎介 様

下記の通り請求申し上げます。

お振込の場合は下記口座へお願い致します。

〒250-0055 小田原市久野2-33-2

瀬戸建設株式会社

TEL 0465-84-7714

FAX 0465-85-2862

瀬戸建設株式会社

請求合計金額 ￥264,000 (税込)

工 事 名 称 小田原箱根商工会議所 新規役員・議員名表設置

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額
上記として	1	式		264,000
小 計				264,000
合 計				264,000

2-21-④

領票ID: BKP10033

さがみ信用金庫 為替振込 明細票

作成日: 令和 3年 3月24日 10時13分
1/ 1頁

国内金元情報

金庫番号: 0020002246
金庫名称: さがみ信用金庫

国銀及び金融機関

振込元	振込先	振込日	振込額	振込先住所
0020002246	0020002246	令和 3年 3月25日	121,000 円	東京都中央区
0020002246	0020002246	予定済	121,000 円	東京都中央区
0020002246	0020002246	会館建設 5PLAN 円表示板 外渡し	0 円	東京都中央区
0020002246	0020002246	0020002246-210324009	0 円	東京都中央区

国合計

合計	121,000 円	1 件
振込元	121,000 円	
振込先	(121,000 円)	
振込先住所	0 円	
振込先住所	0 円	
振込先住所	121,000 円	

国別振込

振込元	振込先	振込日	振込額	振込先住所
0020002246	0020002246	令和 3年 3月25日	121,000 円	東京都中央区
0020002246	0020002246	予定済	121,000 円	東京都中央区
0020002246	0020002246	会館建設 5PLAN 円表示板 外渡し	0 円	東京都中央区
0020002246	0020002246	0020002246-210324009	0 円	東京都中央区

2-21-⑦

2-21-77

帳票ID: BKP10036

さかみ信用金庫 為替振込 明細票

作成日: 令和 2年12月24日 11時45分
1/1 頁

国出金元情報

0020002246	
0020002246	

国入金元情報

令和 2年12月25日	都度振込
予給済	WEB
会館建設 1F常木ペネル代	
0020002246-201224010	

国合計

国出金元情報	国入金元情報	国合計
0020002246	0020002246	0020002246
550,000 円	550,000 円	550,000 円
(550,000 円)	(550,000 円)	(550,000 円)
220 円	220 円	220 円
0 円	0 円	0 円
550,220 円	550,220 円	550,220 円

国領収一覽

国領収一覽	国領収一覽	国領収一覽	国領収一覽
0020002246	0020002246	0020002246	0020002246
550,000 円	550,000 円	550,000 円	550,000 円
220 円	220 円	220 円	220 円
550,220 円	550,220 円	550,220 円	550,220 円

2-22-①

請 求 書

No. 2-22-①

小田原箱根商工会様
2 年 12月14日



箱根寄木細工
株式会社 露木木工所
本社/〒260-0021 小田原市早川2-2-16 TEL. 0408(22)5999
工場/〒260-0041 小田原市藤原007-41 FAX. 0408(22)7239
TEL. 0408(22)8097

引合	品 名	数量	単価	金 額	摘 要
	寄木アクリル板 600X300X9 小寄木	10	30000	300000	
	〃 W.C.P	10	20000	200000	
	消費税			50000	
通欄			合計	550000	担当

株式会社 横浜銀行〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト

入出金明細照会

2-22-②

処理日時 2021年01月12日 16時21分38秒

口座名義人 小田原維新商工会議所様

照会対象

開始日付 (2021年01月01日) ~ 終了日付 (2021年01月12日)

支店

照会取引番号

口座

会照照会

照会金額

出金合計件数

件

入金合計件数

出金合計金額

円

入金合計金額

残高

円

振替 番号	振替 日付 (振替月)	振替 金額 (円)	振替 種類 (円)	振替 内容 (円)	振替 区分	振替 金額 入金 金額	振替 摘要
001	2021年01月12日	423,720			出金		157136 4712,712
002							

終了

STREET

御幸

油類

302

73.

Curriculum

下記の通り、各課の業務を再整理し、よりよく業務を遂行す。

[illegible]

價

12, 493, 170
内訳 12, 193, 170 (2-22-③)
300,000 (2-23)

2-22-3

~~SUNNET~~

御中

サンネツ博覧会館
〒250-0000
神奈川県小田原市栗山1-6-1
小田原第一集会所内
TEL:046-22-9714
FAX:0465-22-9714

請求日	請求書番号	金額	消費税額	御請求金額
2021年1月31日	4539	11,084,700	1,108,470	12,193,170

[illegible]

【取引銀行】

【口座名義】サンネット株式会社 (「サンネット(有)」)

2-22-④

高田金庫

店番号 口座番号

小田原箱根商工会議所
会館 鈴木 博男 様



Bank of Yokohama

横浜銀行

[Redacted area]



5

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22 03-03-25	IB振込	¥106,700	か) 振込 753,64	
23				
24				

【記号の説明】
 1. 振込額を記入金の左又はお支払い金額欄などにつぎの記号
 およびその払い戻しができる予定日を表示します。
 なお、その払い戻しができる予定日はつきのとおりです。
 C1.....記入金の翌営業日(午後1時30分から)
 C2.....記入金の翌々営業日(午後1時30分から)
 C3.....記入日から3か月を超えても公債日(午前9時から)
 トリプル1.....記入金の翌営業日(午後1時30分から)
 トリプル2.....記入金の翌々営業日(午前9時から)
 国庫振込によるお振込みの場合は原則に準じて取り扱います。
 2. 窓口での振込で誤差の発生した場合、振込自動
 3. 振込額で2桁単位で誤差を訂正する場合は、年月日
 に※と表示します。

2-22-⑤

株式会社 横浜銀行 (はまぎん) ビジネスサポートダイレクト
入出金明細照会

処理日時 2021年06月08日 10時31分05秒

口座名義人 小田原箱根商工会議所様
支店 [REDACTED]
口座 [REDACTED]
会頭建設

照会対象 開始日付 (2021年05月01日) ~ 終了日付 (2021年05月31日)
照会取引番号 一

照会結果
出金合計件数 [REDACTED] 件 入金合計件数 一
出金合計金額 [REDACTED] 円 入金合計金額 一 残高 [REDACTED] 円

番号	処理日 (起算日)	お引き金額 (円)	お預り金額 (円)	残高 (円)	取引区分	金庫通帳名 / 支店名	摘要
001	2021年05月10日	943,800		[REDACTED]	出金		ID7733 分付 77

終了

請 求 書

2021年04月30日

2-22-⑤

〒250-0012
小田原市本町4丁目2番30号

小田原商工会館所

株式会社 小田原商工会館

〒250-0002 神奈川県小田原市本町2-5-20
TEL 0465-35-505 5-5539

様

31	2	1	0	0	0
312,800	0	0	31,260	343,860	

請求No. 148929

得意先CD 1050200- 1

検 印	検 印	合計金額
		343,860

日付	品名	数量	単価	金額
2021/04/27 売上	1007776 その他 993106 屋外用エンブレム 220X150mm	1.00 式	16,300.00	16,300
	* 小 計			16,300
2021/04/30 売上	1008494 その他 993100 41045 ミーティング用机 (ベス) No.3972 NF-K	1.00 脚	54,300.00	54,300
2021/04/30 売上	1008494 その他 993100 42109 デリカラックテーブル (クレーン) QR-146PR-N	1.00 台	42,000.00	42,000
2021/04/30 売上	1008494 その他 993100 43509 ベス No.3985NF-K	2.00 脚	25,000.00	50,000
2021/04/30 売上	1008494 その他 993100 30503 デリカオール開きV945-09H	3.00 台	34,000.00	102,000
2021/04/30 売上	1008494 その他 993100 配膳盤	1.00 式	18,000.00	18,000
2021/04/30 売上	1008494 その他 993100 組立費・施工費	1.00 式	30,000.00	30,000
	* 小 計			206,300
	10%対象 消費税			343,860 31,260

取引銀行

「※」は軽減税率対象であることを示します。

不動産売買契約書

小田原市本町四丁目23番1他





不動産売買契約書

FRK

土地	所在	地番	地目	地積(登記簿)	(持分)						
	1. 小田原市本町四丁目	23番1	宅地	479.80㎡							
	2. 同所	24番1	宅地	114.31㎡							
	3. 同所	24番4	宅地	103.27㎡							
	4. 以下余白	番		㎡							
	5.	番		㎡							
	6.	番		㎡							
合計(3筆)				697.38㎡							
建物	所在	小田原市本町四丁目23番地1、24番地1、24番地4		家屋番号	23番1の2						
	種類	事務所・研修所・車庫				構造	木・鉄筋コンクリート造陸屋根7階建				
	床面積	1階	375.02㎡	2階	378.54㎡	3階	385.88㎡	4階	385.88㎡	5階	315.18㎡
		6階	293.32㎡	7階	33.12㎡						
別紙「設備表」において売主が「有」とした設備を含む。(第14条第1項)											
特記事項	以下余白										

売買代金および支払い方法等

売買代金(第1条)	〔消費税等相当額 金8,244,510円含む〕		金230,000,000円
手付金(第2条)	本契約締結時支払い		金10,000,000円
内金(第3条)	第1回	——年——月——日	——円
	第2回	——年——月——日	——円
残代金(第3条)	2020年3月31日		金220,000,000円
引渡日(第7条)	① 売買代金金額受領日 2. ————		
手付解除期日(第16条第1項)	2020年2月14日		
違約金の額(第16条第1項)	1. 手付金の額 ② 売買代金の 20%相当額 3. ————円		
融資利用の有無(第17条)	無		
融資	申込先:	融資金額	
	融資承認取得期日:	——年——月——日(同条第2項)	——円
	申込先:	融資金額	
	融資承認取得期日:	——年——月——日(同条第2項)	——円
融資	申込先:	融資金額	
	融資承認取得期日:	——年——月——日(同条第2項)	——円
融資利用の特約に基づく契約解除期日(同条第2項)		——年——月——日	

建物の構造耐力上主要な部分等の状況について確認した事項 (既存の住宅に該当しない)

「建物の構造耐力上主要な部分」または「雨水の侵入を防止する部分」の状況について建物状況調査により売主、買主の双方が確認した事項	無
以下余白	

特 約

本書別紙1、2に記載。以下余白

売主 株式会社メガネスーパー と買主 小田原箱根商工会議所 とは

表記不動産の売買契約(以下「本契約」という。)を締結した。その証として本契約書2通を作成し、売主・買主署(記)名押印のうえ各その1通を保有する。

〒103-0012 東京都中央区日本橋蛸留町一丁目9番11号
NEWS日本橋蛸留町09階

2019年12月24日

売主 住所 株式会社メガネスーパー
氏名 代表取締役 星崎 尚彦

買主 住所 〒250-0014 小田原市城内1-21
小田原箱根商工会議所
氏名 鈴木 倂介

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

東京都千代田区丸の内2-7-2
東急リバブル株式会社
ソリューション事業本部 柿沼
営業統括部長

神奈川県足柄下郡関河原町土橋五丁目3番地の7
株式会社エス・シー・リビング
代表取締役 高杉 真実

神奈川県小田原市居町2丁目7番1号
有限会社めだか
取締役 高田 正

宅地建物取引士
(埼玉) 第074945号
濱子 拓也

宅地建物取引士
(神奈川) 第082592号
力石 圭介

宅地建物取引士
(神奈川) 第082592号
村越 敬一

本売買契約書は、一般社団法人不動産流通経営協会(FRAC)標準書式(契.No.6)です。

(売買の目的物および売買代金)

第1条 売主は、買主に対し、表記土地（以下「土地」という。）および表記建物（以下「建物」といい、土地および建物を総称して「本物件」という。）を表記売買代金（以下「売買代金」という。）で売渡し、買主は、これを買受けた。

(手付金)

第2条 買主は、売主に対し、表記手付金（以下「手付金」という。）を本契約締結と同時に支払います。

2 売主、買主は、手付金を表記残代金（以下「残代金」という。）支払いのときに、売買代金の一部に無利息にて充当します。

(売買代金の支払いの時期、方法等)

第3条 買主は、売主に対し、売買代金として、表記内金（以下「内金」という。）、残代金を表記各支払日までに現金または預金小切手をもって支払います。

(売買対象面積)

第4条 売主、買主は、本物件の売買対象面積を表記面積とし、同面積が測量による面積と差異が生じたとしても、互いに売買代金の変更その他何らの請求もしません。

(境界の明示)

第5条 売主は、買主に対し、残代金支払日までに、土地につき現地にて境界標を指示して境界を明示します。なお、境界標がないとき、売主は、買主に対し、その責任と負担において、新たに境界標を設置して境界を明示します。ただし、道路（私道を含む。）部分と土地との境界については、境界標の設置を省略することができます。

(所有権の移転の時期)

第6条 本物件の所有権は、買主が売主に対して売買代金全額を支払い、売主がこれを受領した時に売主から買主に移転します。

(引渡し)

第7条 売主は、買主に対し、本物件を表記引渡日に引渡します。

2 売主、買主は、本物件の引渡しに際し、引渡しを完了した日（以下「引渡完了日」という。）を記載した書面を作成します。

(抵当権等の抹消)

第8条 売主は、買主に対し、本物件について、第6条の所有権移転時期までにその責任と負担において、先取特権、抵当権等の担保権、地上権、質借権等の用益権その他名目形式の如何を問わず、買主の完全な所有権の行使を阻害する一切の負担を除去抹消します。

(所有権移転登記等)

第9条 売主は、買主に対し、売買代金全額の受領と同時に本物件について、買主の名義に所有権移転登記申請手続きをします。
2 前項の登記申請に要する費用は、買主の負担とします。ただし、本物件に関する所有権登記名義人の住所、氏名の変更登記を要する場合の費用は、売主の負担とします。

(引渡し完了前の滅失・毀損)

第10条 売主、買主は、本物件の引渡し完了前に天災地変、その他売主、買主いずれの責にも帰すことのできない事由により、本物件が滅失または毀損して本契約の履行が不可能となったとき、互いに書面により通知して、本契約を解除することができます。ただし、修復が可能なとき、売主は、買主に対し、その責任と負担において修復して引渡します。
2 前項により本契約が解除されたとき、売主は、買主に対し、受領済みの金員を無利息にてすみやかに返還します。

(物件状況等報告書)

第11条 売主は、買主に対し、本物件について、本契約締結時における状況等を別紙「物件状況等報告書」に記載して説明します。

(公租公課等の分担)

第12条 売主、買主は、本物件から生ずる収益または本物件に対して賦課される固定資産税、都市計画税等の公租公課ならびにガス、水道、電気料金および各種負担金等の諸負担について、引渡完了日の前日までの分を売主の収益または負担とし、引渡完了日以降の分を買主の収益または負担として、引渡完了日において清算します。なお、公租公課の起算日は1月1日とします。

(瑕疵の責任)

第13条 売主は、買主に対し、土地の隠れたる瑕疵および次の建物の隠れたる瑕疵についてのみ責任を負います。

- (1) 雨漏り
- (2) シロアリの害
- (3) 建物構造上主要な部位の木部の腐蝕
- (4) 給排水管（敷地内埋設給排水管を含む。）の故障

なお、買主は、売主に対し、本物件について、前記瑕疵を発見したとき、すみやかに通知して、修復に急を要する場合を除いて立会う機会を与えなければなりません。

2 売主は、買主に対し、前項の瑕疵について、引渡完了日から3カ月以内に請求を受けたものにかぎり、責任を負います。なお、責任の内容は、修復にかぎるものとし、買主は、売主に対し、前項の瑕疵について、修復の請求以外、本契約の無効、解除または損害賠償の請求をすることはできません。

3 前項の建物の瑕疵の修復範囲等は、別表（修復範囲等）中「建物の修復範囲等」の記載によります。

4 買主は、売主に対し、第1項の土地の隠れたる瑕疵により、本契約を締結した目的が達せられないとき、引渡完了日から3カ月以内にかぎり、本契約を解除することができます。

5 売主は、買主に対し、本契約締結時に第1項の瑕疵の存在を知らなくても、本条の責任を負いますが、買主が本契約締結時に第1項の瑕疵の存在を知っていたときは、売主は本条の責任を負いません。

(設備の引渡し・修復)

- 第14条 売主は、買主に対し、別紙「設備表」中「設備の有無」欄に「有」とした各設備を引渡します。
- 2 売主は、買主に対し、前項により引渡す設備のうち、「故障・不具合」欄に「無」とした「主要設備」にかぎり、使用可能な状態で引渡します。
 - 3 売主は、買主に対し、前項の「主要設備」について、引渡完了日から7日以内に請求を受けた故障・不具合にかぎり、責任を負います。なお、その責任の内容は修復にかぎるものとし、その修復の範囲等は、別表（修復範囲等）中「設備の修復範囲等」の記載によります。
 - 4 売主は、買主に対し、「主要設備」以外の「その他の設備」および「主要設備」のうち「故障・不具合」欄に「有」とした「主要設備」については、故障・不具合があったとしてもその修復をしません。

(手付解除)

- 第15条 売主、買主は、本契約を表記手付解除期日までであれば、互いに書面により通知して、解除することができます。
- 2 売主が前項により本契約を解除するときは、売主は、買主に対し、手付金等受領済みの金員を無利息にて返還し、かつ手付金と同額の金員を支払わなければなりません。買主が前項により本契約を解除するときは、買主は、売主に対し、支払い済みの手付金の返還請求を放棄します。

(契約違反による解除・違約金)

- 第16条 売主、買主は、その相手方が本契約にかかる債務の履行を怠ったとき、その相手方に対し、書面により債務の履行を催告したうえで、本契約を解除して表記違約金（以下「違約金」という。）の支払いを請求することができます。なお、違約金に関し、現に生じた損害額の多寡を問わず、相手方に違約金の増減を請求することができません。
- 2 違約金の支払い、清算は次のとおりおこないます。
 - (1) 売主が違約した場合、売主は、買主に対し、すみやかに受領済みの金員を無利息にて返還するとともに、違約金を支払います。
 - (2) 買主が違約した場合、違約金が支払い済みの金員を上回るときは、買主は、売主に対し、すみやかにその差額を支払い、支払い済みの金員が違約金を上回るときは、売主は、買主に対し、受領済みの金員から違約金相当額を控除して、すみやかに残額を無利息にて返還します。

(融資利用の特約)

- 第17条 買主は、売買代金に関して、表記融資金を利用するとき、本契約締結後すみやかにその融資の申込み手続をします。
- 2 表記融資承認取得期日までに、前項の融資の全部または一部の金額につき承認が得られないとき、または否認されたとき、買主は、売主に対し、表記契約解除期日までであれば、本契約を解除することができます。
 - 3 前項により本契約が解除されたとき、売主は、買主に対し、受領済みの金員を無利息にてすみやかに返還します。

(印紙の負担区分)

- 第18条 売主、買主は、各自が保有する本契約書にその負担において法令所定の印紙を貼付します。

(諸規定の継承)

- 第19条 売主は、買主に対し、本物件に関する環境の維持および管理にかかるすべての諸規定を継承させ、買主はこれを承継します。

(契約当事者が複数のときの特例)

- 第20条 売主、買主の一方または双方が複数のとき、本契約に関する債務は連帯債務とします。また、本契約に関する通知は、複数の当事者のうちの一人に到達したときに、その全員に効力を生じます。

(管轄裁判所に関する合意)

- 第21条 売主、買主は、本契約に関する管轄裁判所を本物件所在地を管轄する裁判所とします。

(規定外事項の協議義務)

- 第22条 本契約書に定めのない事項については、民法、その他関係法規および不動産取引の慣行に従い、売主、買主互いに誠意をもって協議します。

(反社会的勢力の排除条項)

- 第23条 売主、買主は、その相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - (4) 本物件の引渡しおよび売買代金全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - 2 売主、買主の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができます。
 - ア 前項(1)または(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ウ 前項(4)の確約に反した行為をした場合
 - 3 買主は、売主に対し、自らまたは第三者をして本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約します。
 - 4 売主は、買主が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができます。

- 6 第2項または前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、違約金(損害賠償額の予定)として売買代金の20%相当額を支払います。
- 6 第2項または第4項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求をすることができません。
- 7 第2項または第4項の規定により本契約が解除された場合の解除および違約金については、第2項、第4項、第5項および前項の規定によるものとし、第10条第1項は適用しません。
- 8 買主が第3項の規定に違反し、本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供したと認められる場合において、売主が第4項の規定により本契約を解除するときは、買主は売主に対し、第5項の違約金に加え、売買代金の80%相当額の違約金を制裁金として支払います。ただし、宅地建物取引業者が自ら売主となり、かつ宅地建物取引業者でない者が買主となる場合は、本項は適用しません。

以 上

別紙1

特約

1. 本契約第1条(売買の目的物および売買代金)における売買代金の内訳については、以下の通りとします。
 土地 金139,310,390円
 建物 金82,445,100円
 建物に係る消費税及び地方消費税 8,244,510円
2. 本契約第5条(境界の明示)の定めにかかわらず、売主は、その責任と負担において、本物件土地と前面道路および各隣接地土地との境界について、新たに境界標を設置して境界を明示するものとします。
 (2) 売主の責めに帰さない事由により、残代金支払日までに前号の境界標の設置ができなかった場合は、売主および買主は本契約を無条件にて解除することができるものとします。
 (3) 前号により本契約が解除されたとき、売主は買主に受領済みの金員を無利息にてすみやかに返還しなければなりません。
3. 売主はその責任と負担において、買主に対し、残代金支払日までに隣地所有者等の立会いを得て、資格ある者の測量によって作製された土地の確定測量図および境界確認書を交付するものとします。
 (2) 売主の責めに帰さない事由により、残代金支払日までに買主に対し前号の確定測量図および境界確認書の交付ができないことが確定した場合は、売主および買主は本契約を無条件にて解除することができるものとします。
 (3) 前号により本契約が解除されたとき、売主は買主に受領済みの金員を無利息にてすみやかに返還しなければなりません。
 (4) 前1号の確定測量の結果、得られた土地の面積と(登記簿)の簿面面積に差異が生じたとしても、売主買主は売買代金の清算は行わないものとします。また、売主は地積更正登記を行いません。
4. 本契約第8条(抵当権等の抹消)の定めは、特約第10項記載の事項については適用しないものとします。
5. 本契約第11条(物件状況等報告書)および第14条(設備の引渡し・修復)の定めは適用しないものとします。
6. 本契約第12条(公租公課等の分担)の定めにかかわらず、売主、買主は、本物件に対して賦課される固定資産税都市計画税については、引渡完了日において2020年度年税額が未確定のため2019年度年税額に基づき清算を行うものとします。
 (2) 2020年度年税額が確定し、2019年度年税額との間に増減が生じたとしても、売主および買主は再清算を行わないものとします。
7. 本契約第13条(瑕疵の責任)および民法第570条の規定にかかわらず、売主は本物件の隠れたる瑕疵(地中障害物、土壌汚染等を含む)につき一切の責任を負わないものとします。
8. 売主は、所有権移転登記の時期までに、その責任と負担において本物件上には現存しない以下の建物の滅失登記を完了しなければなりません。また、滅失完了後、建物閉鎖登記情報を交付するものとします。
 滅失未了建物の表示 家屋番号:23番1 種類:店舗 事務所 構造:木造瓦葺メッキ鋼板葺2階建 床面積:(合計)127.79㎡
 家屋番号:50番 種類:店舗 構造:木造瓦葺メッキ鋼板葺平家建 床面積:96.52㎡
 家屋番号:50番2 種類:材木置場 構造:木造スレート葺平家建 床面積:39.88㎡
 (附属建物)番号:1 種類:材木置場 構造:木造スレート葺・木造瓦葺メッキ鋼板葺2階建
 床面積:(合計)168.98㎡
 (2) 売主の責めに帰すことのできない事由により、前号の滅失登記が完了できない場合、買主への経過書の交付をもって前号については完了事由は完了したものとします。
9. 本物件建物内および土地上に残置される動産については、売主はその責任と負担において撤去し買主に引渡すものとします。ただし、残置物確認書記載の動産は除くものとします。また、引渡し前に売主、買主ともに現地にて立会いをし、残存物等存否の確認をするものとします。
10. 買主は次の事項を承諾し、これにつき異議・苦情を申し立てないものとし、現況にて売主より本物件の引渡しを受けるものとします。また、買主は本物件を第三者に譲渡または貸与する場合もこれを継承させるものとします。
 (1) 本物件建物新築時から関係法令が改正されていること等により、現行の関係法令に適合していない場合があること。
 (2) 本物件の近隣土地所有者及びその所有権等を取得した第三者が、将来建築基準法等並びに管轄官庁の行政指導に適合する範囲内において建築物を建築することにより、日照・通風・眺望等環境が変化する場合があること。
 (3) 本物件の周辺環境ならびに近隣関係は変化する場合があること。

(以下、次頁につづく)

別紙2

特約

- (4) 本物件については現況有姿とし、本物件に付属する門・塀・地中埋設物等その他の付属物がある場合は本物件引渡し時より買主に帰属すること。
- (5) 本物件については、老朽化等による劣化箇所があること。
- (6) 本物件内に設置されている給排水設備、ガス設備、消防設備、建物設備等については、経年劣化等により本来の機能を有していない場合があり、是正する際は別途費用が生じること(買主負担)。
- (7) 本物件土地について土壌調査を行っていないため、土壌汚染の存否については不明であること。
- (8) 本物件建物6階部分の用途は研修所宿泊施設になっていること。建築確認取得時の用途を変更する工事については、関係官庁への許可(建築確認の取得・消防法等の許可)が必要になること。
- (9) 2018年9月6日の現地目視調査による越境については以下の通りであること。
 - ・本物件のコンクリート塀が、本物件西側隣接地(地番:26番1)に越境していること。
 - ・本物件西側隣接地(地番:26番1)の庇の一部が、本物件に越境している可能性があること。
 - ・本物件のパラパラアンテナが、本物件南側隣接地(地番:506番3)に越境していること。
 - ・本物件南側隣接地(地番:506番3)の植栽が、本物件に越境していること。
 - ・本物件東側隣接地(地番:22番1)の植栽が、本物件に越境していること。
 - ・本物件のコンクリート塀が、本物件東側隣接地(地番:22番1)に越境していること。
 - ・本物件の植栽が、前面道路に越境していること。
 また、本物件と各隣接地と今後境界確認がなされた場合、上記の状況と相違が生じる場合があり、また新たに越境等が判明する場合があること。
- (10) 本物件前面道路は交通量が多いため、通過車両等による騒音・振動等の影響を受ける場合があること。
- (11) 本物件建物屋上設備に発錆が見られること。そのため、修繕の際は費用が生じる場合があること(買主負担)。
- (12) 本物件建物屋上物置の一部に過去に雨漏りがあったこと。そのため、今後修繕費用が生じる場合があること(買主負担)。
- (13) 本物件建物内の複数箇所に過去に雨漏りがあったこと。そのため、今後修繕費用が生じる場合があること(買主負担)。
- (14) 本物件建物5階室内の天井の一部に穴があること。そのため、今後修繕費用が生じる場合があること(買主負担)。
- (15) 本物件建物室内およびトイレの天井の一部に、漏水の跡と見受けられる複数のシミが散見されること。そのため、今後修繕費用が生じる場合があること(買主負担)。
- (16) 本物件土地内西側フェンスの基礎(境界付近)に亀裂があること。そのため、修繕の際は費用が生じること(買主負担)。
- (17) 本物件土地内北西側コンクリート塀に亀裂があり、修繕・補修等が必要な場合があること。その際は、別途費用が生じること(買主負担)。
- (18) 本物件の引渡し後、本物件に売主および売主の顧客の機密に関する情報(社員録、社内電話番号簿、その他の社内文書、顧客情報等を含む。)が残置されていた場合、買主は直ちに売主にその事実を連絡すると共に、速やかに当該情報を売主に返還すること。
- (19) 本物件前面道路にはバス停が存していること。
- (20) 本物件の屋上に物置が存していること。
- (21) 本物件建物2階南側の窓ガラスにヒビがあること。

以下余白

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成16年8月26日	不動産番号	0203000372862
地図番号	[空白]	筆界特定	[空白]		
所 在	小田原市本町四丁目			[空白]	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)		
23番	空地	479.80	[空白]		
[空白]	[空白]	[空白]	昭和63年法律第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日		
権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項		
1	所有権移転	平成14年12月20日 第26943号	原因 平成12年10月1日合併 所有者 小田原市本町四丁目23番9号 株式会社メガネス 順位16番の登記を移記		
2	番登記名義人住所変更	令和2年3月31日 第15917号	原因 平成31年3月1日住所移転 本店 東京都中央区日本橋区富町1番地 1号NEWS日本橋富町6号		
3	[空白]	[空白]	昭和63年法律第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日		
4	[空白]	令和2年3月31日 第15918号	原因 令和2年3月31日住所移 所有者 小田原市本町四丁目23番 小田原市本町四丁目23番		
権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項		
1	抵当権設定	平成10年5月15日 第10613号	原因 平成10年3月13日金融財政機構同日 設定 債権額 金7億円 弁済期 平成11年6月20日 金5,300万円 平成12年6月20日 金5,300万円 平成13年6月20日 金5,300万円 平成14年6月20日 金5,300万円 平成15年6月20日 金5,300万円 平成16年6月20日 金5,300万円 平成17年6月20日 金5,300万円 平成18年6月20日 金5,300万円 平成19年6月20日 金5,300万円 平成20年6月20日 金5,300万円 平成21年6月20日 金5,300万円 平成22年6月20日 金5,300万円 平成23年6月20日 金6,400万円 但、元本もしくは利息の支払を1回でも怠ったときは、当然期限の利益を失う。		

* 「登記の目的」欄に「相渡人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相渡人からの申出に基づき、登記官が賦税で、申出があった相渡人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

管理番号 JK08552

(1/4)

1/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			<p>利息 年3.40% (年365日割計算) 利息支払期 毎年6月20日及び12月20日の年2回とし、借入日及び又は前回利息支払日の翌日から、当該利息支払日、又は最終期限までの分を後払いとする。 元本利息の支払場所 東京都小田原区丸の内一丁目3番2号 株式会社住友銀行東京支店 損害金 年1.4% (年365日割計算) 特約 抵当証券を発行する 債務者 東京都中央区日本橋三丁目4番10号 株式会社メガネスーパー 抵当権者 東京都港区新橋一丁目8番2号 株式会社シーファイナンス株式会社 共同担保 借入第7449号 順位52番の登記を移記</p>
付記1号	1番抵当権変更	平成10年5月15日 第10614号	<p>原因 平成10年5月18日債権分割 分割後の債権及び弁済期 平成10年6月20日 金5,300万円 平成12年6月20日 金3,300万円 1口 平成13年6月20日 金2,400万円 1口 平成14年6月20日 金3,300万円 1口 平成15年6月20日 金3,300万円 1口 平成16年6月20日 金3,300万円 1口 平成17年6月20日 金3,300万円 1口 平成18年6月20日 金3,300万円 1口 平成19年6月20日 金3,300万円 1口 平成20年6月20日 金3,300万円 1口 平成21年6月20日 金3,300万円 1口 平成22年6月20日 金5,300万円 1口 平成23年6月20日 金6,400万円 1口 順位52番付記1号の登記を移記</p>
付記2号	1番抵当権変更	平成14年12月20日 第26946号	<p>原因 平成14年12月20日債権分割原因 除 順位52番付記4号の登記を移記</p>
付記3号	1番抵当権変更	平成14年12月20日 第26947号	<p>原因 平成14年12月20日債権分割 抵当証券発行の趣旨の目的 順位52番付記5号の登記を移記</p>
付記4号	1番抵当権変更	平成14年12月20日 第26953号	<p>原因 平成12年1月4日自平成12年1月1日商号変更平成12年1月1日本店移転 債務者の本店商号 小田原市本町四丁目2番39号</p>

* 「登記の目的」欄に「担保人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の担保人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった担保人の住所・氏名等を付記したものであり、担保関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは担保事項であることを示す。

照会番号 IC08552 (4/4)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			株式会社メガネスーパー 順位52番付記6号の登記を移記
2	根抵当権設定	平成10年12月14日 第27272号	原因 平成10年11月26日解除 極度額 金5億円 債権の範囲 金銭消費貸借取引、手形債権、小切手債権 債務者 東京都中央区日本橋本町4番16号 株式会社メガネスーパー 根抵当権者 東京都港区新橋1丁目0番1号 SMBGファイナンス株式会社 共同担保 月録付第9200号 順位54番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権変更	平成14年12月20日 第26955号	原因 平成12年1月4日合併平成12年1月 1日商号変更平成12年1月1日本店移転 債務者の本店商号 小田原市木町4丁目2番 9号 株式会社メガネスーパー 順位54番付記2号の登記を移記
付記2号	2番根抵当権移転	平成15年10月31日 第23293号	原因 平成15年10月31日前記 根抵当権者 東京都千代田区錦町1丁目0番 2号 株式会社メガネスーパー (取扱店三軒店支店) 順位54番付記2号の登記を移記
付記3号	2番根抵当権変更	平成15年10月31日 第23294号	原因 平成15年10月31日前記 債権の範囲 銀行取引、手形債権、小切手債権 順位54番付記2号の登記を移記
付記4号	2番根抵当権変更	平成15年10月31日 第23295号	原因 平成15年10月31日前記 極度額 金6億5,500万円 順位54番付記6号の登記を移記
	[金目]	[金目]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年8月26日
3	1番根抵当権抹消	平成18年3月3日 第6582号	原因 平成18年2月20日解除
4	2番根抵当権抹消	平成30年3月28日 第13849号	原因 平成30年2月28日解除

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した背面である。

(横浜地方法務局西湘二宮支局管轄)

令和7年7月9日

横浜地方法務局西湘二宮支局

登記官

樋口実

* 「登記の目的」欄に「相故人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相故人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相故人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

裁判番号 K08552 (2014)

3/3



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成16年8月26日	不動産番号	0203000372864
地図番号	金百	筆界特定	金百		
所 在	小田原市本町四丁目			金百	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付(登記の日付)	
24番	宅地	114	31	金百	
金百	金百	金百		昭和63年法律第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日	

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成14年12月20日 第26943号	原因 平成12年1月4日合併 所有者 小田原市本町四丁目2番29号 株式会社メガネズミ 順位8番の登記を移記
2	1番登記名義人住所変更	令和2年3月31日 第15917号	原因 平成31年3月1日本店移転 本店 東京都中央区日本橋堀留町1番1号NEWS日本橋堀留町6階
		[金百]	昭和63年法律第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日
		令和2年3月31日 第15918号	原因 令和2年3月31日移転 所有者 小田原市本町4丁目24-1 小田原市本町4丁目24-1番1号

権 利 部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成10年5月15日 第10613号	原因 平成10年3月15日金銭消費貸借 設定 債権額 金7億円 弁済期 平成11年6月20日 金5,300万円 平成12年6月20日 金5,300万円 平成13年6月20日 金5,300万円 平成14年6月20日 金5,300万円 平成15年6月20日 金5,300万円 平成16年6月20日 金5,300万円 平成17年6月20日 金5,300万円 平成18年6月20日 金5,300万円 平成19年6月20日 金5,300万円 平成20年6月20日 金5,300万円 平成21年6月20日 金5,300万円 平成22年6月20日 金5,300万円 平成23年6月20日 金5,400万円 但、元本返上と毎利息の支払を1回でも怠ったときは、当然期限の利益を失う。

* 「登記の目的」欄に「担保人中費」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の担保人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった担保人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは特記事項であることを示す。

管理番号 K08552-002/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			<p>利息 年3.40%(年365日日割計算)</p> <p>利息支払期 毎年6月20日及び12月20日の年2回とし、借入日又は前利息支払日の翌日又は当該利息支払日又は最終期限までの分を後払いとする。</p> <p>元本利息の支払場所 東京都千代田区丸の内一丁目2番2号</p> <p>担保会社 住友銀行東京営業所</p> <p>損害金 年3.40%(年365日日割計算)</p> <p>特約 当担保証券を発行する。</p> <p>債務者 東京都中央区日本橋三丁目4番16号</p> <p>株式会社メガネスーパー</p> <p>担当債権 東京都港区新橋一丁目8番3号</p> <p>株式会社シーファイナンス株式会社</p> <p>共同担保 目録第7,449号</p> <p>順位3番の登記を移記</p>
付記1号	1番抵当権変更	平成10年5月15日 第10614号	<p>原因 平成10年5月15日債権分割</p> <p>分割後の債権及び弁済期 平成11年6月20日 金5,300万円 1口</p> <p>平成12年6月20日 金5,300万円 1口</p> <p>平成13年6月20日 金5,300万円 1口</p> <p>平成14年6月20日 金5,300万円 1口</p> <p>平成15年6月20日 金5,300万円 1口</p> <p>平成16年6月20日 金5,300万円 1口</p> <p>平成17年6月20日 金5,300万円 1口</p> <p>平成18年6月20日 金5,300万円 1口</p> <p>平成19年6月20日 金5,300万円 1口</p> <p>平成20年6月20日 金5,300万円 1口</p> <p>平成21年6月20日 金5,300万円 1口</p> <p>平成22年6月20日 金5,300万円 1口</p> <p>平成23年6月20日 金6,400万円 1口</p> <p>順位3番付記1号の登記を移記</p>
付記2号	1番抵当権変更	平成14年12月20日 第26946号	<p>原因 平成14年12月20日債権分割契約解除</p> <p>順位3番付記4号の登記を移記</p>
付記3号	1番抵当権変更	平成14年12月20日 第26947号	<p>原因 平成14年12月20日変更</p> <p>担保証券発行の目的の債権</p> <p>順位3番付記5号の登記を移記</p>
付記4号	1番抵当権変更	平成14年12月20日 第26953号	<p>原因 平成12年11月9日合併平成12年1月1日商号変更平成12年1月1日日本店移転</p> <p>債務者の本店番号 小田原市本町四丁目2番39号</p>

* 「登記の目的」欄に「担保人中貸」と記載されている登記は、所有者の登記名義人(所有者)の担保人からの申請に基づき、登記官が敬告で、申請があった担保人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは特約事項であることを示す。

整理番号 K08552 (2/4)

2/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			株式会社メガネスーパー 順位3番付記6号の登記を移記
2	根抵当権設定	平成10年12月14日 第27272号	原因 平成10年11月26日設定 極度額 金5億円 債権の範囲 金銭消費貸借契約・所有権・小 切手債権 債務者 東京都中央区日本橋3丁目1番16号 株式会社メガネスーパー 根抵当権者 東京都港区新橋1丁目6番2号 SMBクレジット・ビス株式会社 共同担保 国保第9200号 順位3番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権変更	平成14年12月20日 第26955号	原因 平成12年1月4日合併平成12年1月 1日商号変更平成12年1月1日本店移転 債務者の本店前号 小田原市本町四丁目2番 9号 株式会社メガネスーパー 順位5番付記2号の登記を移記
付記2号	2番根抵当権移転	平成15年10月31日 第23293号	原因 平成15年10月31日移転 根抵当権者 東京都千代田区有明一丁目1番 2号 株式会社メガネスーパー (取扱店・新宿支店) 順位5番付記3号の登記を移記
付記3号	2番根抵当権公定	平成15年10月31日 第23294号	原因 平成15年10月31日公定 債権の範囲 金銭消費貸借・所有権・小切手債権 順位5番付記3号の登記を移記
付記4号	2番根抵当権変更	平成15年10月31日 第23295号	原因 平成15年10月31日の変更 極度額 金6億5,500万円 順位5番付記6号の登記を移記
	[空白]	[空白]	昭和63年法務省令第37号(第2条第2項) の規定により移記 平成16年8月26日
3	1番根抵当権抹消	平成18年3月3日 第6582号	原因 平成18年2月20日解除
4	2番根抵当権抹消	平成30年3月28日 第13849号	原因 平成30年2月28日解除

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。
(横浜地方裁判所西湘二宮支局管轄)

令和7年7月9日

横浜地方裁判所西湘二宮支局

登記官

樋口 実



- * 【登記の目的】欄に「相対人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相対人からの申出に基づき、
登記官が限額で、申出があった相対人の世帯・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K08552 (2/4)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成16年8月26日	不動産番号	0203000372867
地図番号	[金百]	筆界特定	[金百]		
所 在	小田原市本町四丁目				[金百]
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその目的(登記の目的)		
24番4	市地	103 27	[金百]		
[金百]	[金百]	[金百]	昭和63年法律第37号別附第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日		

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権 利 者 その他 の 事 項
1	所有権移転	平成14年12月20日 第26943号	原因 平成12年11月東京合併 所有者 小田原市本町四丁目2番30号 株式会社メガネズ 順位14番の登記を移記
2	1番登記名義人住所変更	令和2年3月31日 第15917号	原因 平成31年3月1日住所移転 本店 東京都中央区日本橋區富町1番1号NEWS東京橋富町店
	[金百]	[金百]	昭和63年法律第37号別附第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日
	[金百]	令和2年3月31日 第15918号	原因 令和2年3月1日住所移転 所有者 小田原市本町四丁目2番30号 小田原市本町四丁目2番30号

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権 利 者 その他 の 事 項
	抵当権設定	平成10年5月15日 第10613号	原因 平成10年5月15日金融消費貸付同日 設定 債権額 金700万円 弁済期 平成11年6月20日 金5,300万円 平成12年6月20日 金5,300万円 平成13年6月20日 金5,300万円 平成14年6月20日 金5,300万円 平成15年6月20日 金5,300万円 平成16年6月20日 金5,300万円 平成17年6月20日 金5,300万円 平成18年6月20日 金5,300万円 平成19年6月20日 金5,300万円 平成20年6月20日 金5,300万円 平成21年6月20日 金5,300万円 平成22年6月20日 金5,300万円 平成23年6月20日 金6,400万円 但、元本もしくは利息の支払を1回でも怠ったときは、当然期限の利益を失う。

* 「登記の目的」欄に「相故人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相故人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相故人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは権利事項であることを示す。

調製番号 K.O.8.5.2 (7-3/44...)

1/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			<p>利息 年3.40% (年365日割計算)</p> <p>利息支払期 毎年6月20日及び12月20日の年2回とし、借入日から又は前回利息支払日の翌日から当該利息支払日、又は最終期限までの日を後払いとする。</p> <p>元本利息の支払場所 東京都港区田町2の内、丁目3番2号</p> <p>株式会社及び銀行等の名称</p> <p>損害金 年1.20% (年365日割計算)</p> <p>特約 抵当証券を発行すること等</p> <p>債務者 東京都中央区日本橋三丁目4番16号</p> <p>株式会社メガネスーパー</p> <p>抵当権者 東京都港区新橋一丁目8番3号</p> <p>シー・ワイ・エス株式会社</p> <p>共同担保 目録第7449号</p> <p>順位52番の登記を移記</p>
付記1号	1番抵当権変更	平成10年5月15日 第10614号	<p>原因 平成10年5月13日債権分割分割後の債権及び弁済期 平成11年6月20日 金5,300万円</p> <p>平成12年6月20日 金5,300万円</p> <p>1口</p> <p>平成13年6月20日 金5,300万円</p> <p>1口</p> <p>平成14年6月20日 金5,300万円</p> <p>1口</p> <p>平成15年6月20日 金5,300万円</p> <p>1口</p> <p>平成16年6月20日 金5,300万円</p> <p>1口</p> <p>平成17年6月20日 金5,300万円</p> <p>1口</p> <p>平成18年6月20日 金5,300万円</p> <p>1口</p> <p>平成19年6月20日 金5,300万円</p> <p>1口</p> <p>平成20年6月20日 金5,300万円</p> <p>1口</p> <p>平成21年6月20日 金5,300万円</p> <p>1口</p> <p>平成22年6月20日 金5,300万円</p> <p>1口</p> <p>平成23年6月20日 金6,400万円</p> <p>1口</p> <p>順位52番付記1号の登記を移記</p>
付記2号	1番抵当権変更	平成14年12月20日 第26946号	<p>原因 平成14年12月20日債権分割契約解除</p> <p>順位52番付記4号の登記を移記</p>
付記3号	1番抵当権変更	平成14年12月20日 第26947号	<p>原因 平成14年12月20日債権分割契約解除</p> <p>順位52番付記5号の登記を移記</p>
付記4号	1番抵当権変更	平成14年12月20日 第26953号	<p>原因 平成14年12月20日平成12年1月1日商号変更並に平成12年1月1日本店移転債務者の本店商号 小田原市本町四丁目2番39号</p>

* 「登記の目的」欄に「相故人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相故人からの申請に基づき、登記官が職権で、申請があった相故人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

登録番号 K08552 (第3/4)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			株式会社メガネスーパー 順位52番付記6号の登記を移記
2.	根抵当権設定	平成10年12月14日 第27272号	原因 平成10年11月26日設定 極度額 金5億4000万円 債権の範囲 金銭消費貸借契約・手形債権・小切手債権 債務者 東京都中央区日本橋3丁目4番10号 株式会社メガネスーパー 根抵当権者 東京都港区新橋3丁目3番3号 SMBのクイーンズバース株式会社 共同担保 目録の第9200号 順位54番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権変更	平成14年12月20日 第26955号	原因 平成12年1月4日合併平成12年1月1日商号変更平成12年1月1日本店移転 債務者の本店商号 小田原市本町4丁目2番9号 株式会社メガネスーパー 順位54番付記2号の登記を移記
付記2号	2番根抵当権移転	平成15年10月31日 第23293号	原因 平成15年10月31日移転 根抵当権者 東京都千代田区新大塚1丁目1番2号 株式会社メガネスーパー (仮根抵当権者) 順位55番付記2号の登記を移記
付記3号	2番根抵当権変更	平成15年10月31日 第23294号	原因 平成15年10月31日移転 債権の範囲 金銭消費貸借契約・手形債権・小切手債権 順位55番付記5号の登記を移記
付記4号	2番根抵当権変更	平成15年10月31日 第23295号	原因 平成15年10月31日移転 極度額 金6億5,500万円 順位54番付記6号の登記を移記
	[金口]	[金口]	昭和63年法務省令第3号(土地法)第20条の規定により移記 平成16年8月26日
3	1番根抵当権抹消	平成18年3月3日 第6582号	原因 平成18年2月20日解除
4	2番根抵当権抹消	平成30年3月28日 第13849号	原因 平成30年2月28日解除

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(横浜地方方法務局西湘二宮支局管轄)

令和7年7月9日

横浜地方方法務局西湘二宮支局

登記官

樋口 実

* 「登記の目的」欄に「相対人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相対人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相対人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 K08552 (3/4)



表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成16年8月26日	不動産番号	0203000377931
所在図番号	[余白]				
所 在	小田原市本町四丁目 23番地1、24番地1、24番地4			[余白]	
家屋番号	23番1の2			[余白]	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m		原因及びその日付(登記の日付)	
事務所 研修所 車庫	木・鉄筋コンクリート造陸 屋根7階建	1階	375	02	平成16年8月28日新築
		2階	378	54	
		3階	385	88	
		4階	385	88	
		5階	315	16	
		6階	293	32	
		7階	33	12	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権 利 者 その他 の 事 項
1	所有権移転	平成14年12月20日 第26943号	原因 平成14年12月20日合併 所請地 小田原市本町四丁目23番3号 所有権 小田原市本町四丁目23番3号 順位2番の名義を移記
2	所有権移転	令和2年3月31日 第15917号	原因 平成14年12月20日合併 本店 小田原市本町四丁目23番1号 1号NEW小田原市本町四丁目23番1号
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日
2	所有権移転	令和2年3月31日 第15918号	原因 令和2年3月31日売買 所有者 小田原市城内1番21号 小 田 原 商 工 会 議 所

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権 利 者 その他 の 事 項
1	抵当権設定	平成10年5月15日 第10613号	原因 平成10年5月15日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1億円 弁済期 平成11年6月20日 金5,300万円 平成12年6月20日 金5,300万円 平成13年6月20日 金5,300万円 平成14年6月20日 金5,300万円 平成15年6月20日 金5,300万円 平成16年6月20日 金5,300万円 平成17年6月20日 金5,300万円

* 「登記の目的」欄に「相故人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相故人からの申出に基づき、登記官が附帯で、申出があった相故人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは法律事項であることを示す。

登記番号 K08552

(4/4)

1/4

2/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記3号	1番抵当権変更	平成14年12月20日 第26947号	原因 平成14年12月20日変更 抵当証券発行の定めの上 順位3番付記3号の登記を移記
付記4号	1番抵当権変更	平成14年12月20日 第26953号	原因 平成12年1月4日合併で平成12年1月 1日商号変更平成12年1月1日本店移転 債務者の本店商号 小田原市本町4丁目2番3 9号 株式会社カネスーパー 順位3番付記3号の登記を移記
2	根抵当権設定	平成10年12月14日 第27272号	原因 平成10年11月26日設定 極度額 金5億円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形債権 切取債権 債務者 東京都中央区日本橋三丁目4番10号 株式会社カネスーパー 根抵当権者 東京都港区新橋一丁目8番3号 SMBCファイナンスサービス株式会社 共同担保 目録第9200号 順位5番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権変更	平成14年12月20日 第26955号	原因 平成12年1月4日合併で平成12年1月 1日商号変更平成12年1月1日本店移転 債務者の本店商号 小田原市本町4丁目2番3 9号 株式会社カネスーパー 順位3番付記3号の登記を移記
付記2号	2番根抵当権変更	平成15年10月31日 第23293号	原因 平成15年10月31日設定 根抵当権者 東京都港区新橋一丁目8番3号 2号 株式会社カネスーパー (取扱店 新宿支店) 順位5番付記4号の登記を移記
付記3号	2番根抵当権変更	平成15年10月31日 第23294号	原因 平成15年10月31日設定 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小口債権 順位5番付記5号の登記を移記
付記4号	2番根抵当権変更	平成15年10月31日 第23295号	原因 平成15年10月31日変更 極度額 金6億5,500万円 順位5番付記5号の登記を移記
	[空白]	[空白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年8月26日
3	1番抵当権抹消	平成18年3月3日 第6582号	原因 平成18年2月20日抹消
4	2番根抵当権抹消	平成30年3月28日 第13849号	原因 平成30年2月25日抹消

* 「登記の目的」欄に「相故人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相故人からの申請に基づき、登記官が附随で、申出があった相故人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは特許事項であることを示す。

管理番号: K08552

3/4

COPY

COPY

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である、
(横浜地方法務局西湖二宮支局管轄)

令和7年7月9日

横浜地方法務局西湖二宮支局

登記官

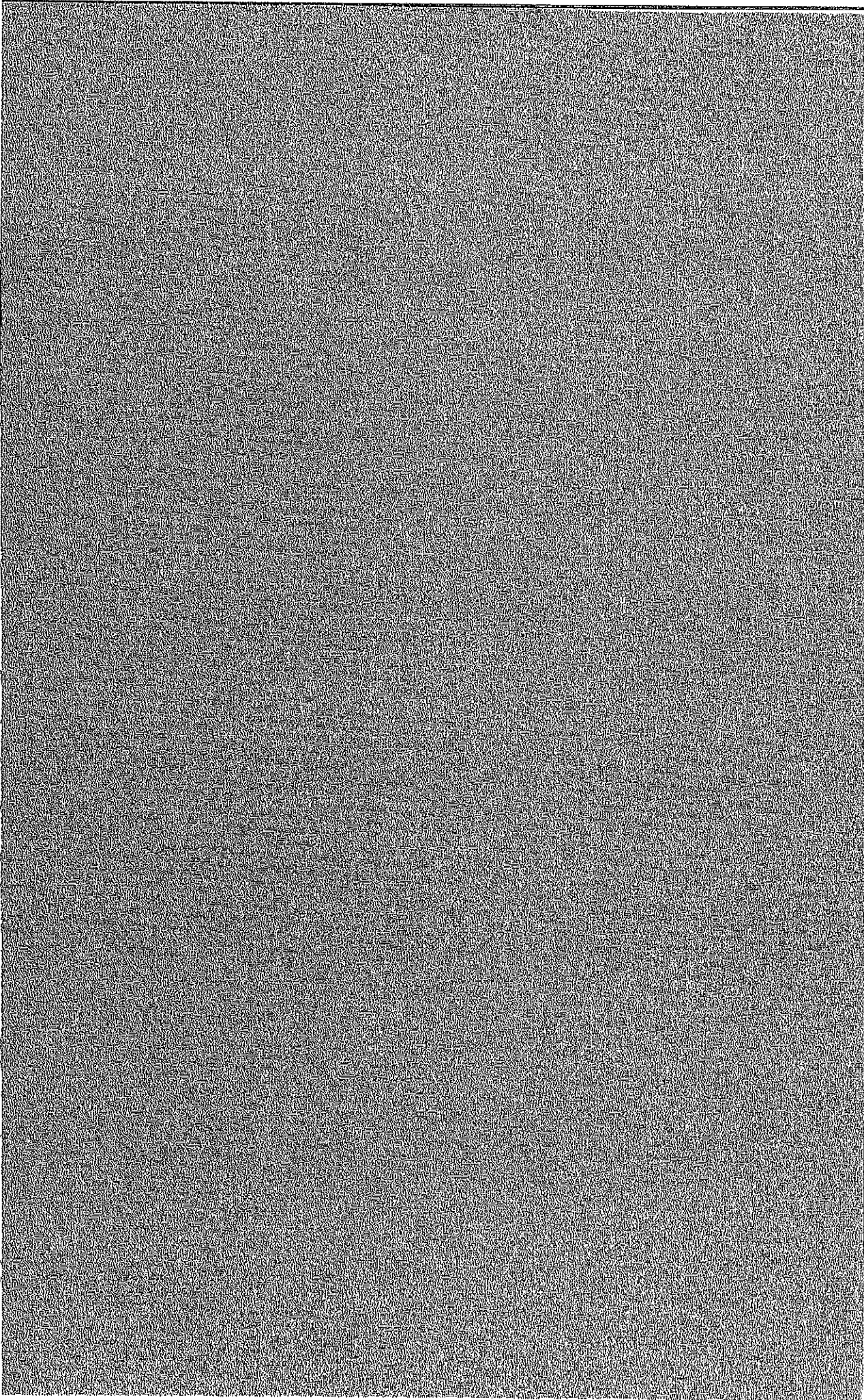
樋口 実

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が申請で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 地理番号: K.0.8.5.5.2 (C-7/4-)



一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 県西支部 (印) 3571-03020000-00000000 3571-03020000-00000000 3571-03020000-00000000	 	工事名称	小田原市役所工舎新築 本館改修工事	図面番号	改修 1階平面図	図面枚数	1/100 (A3)
		図面名称	改修 1階平面図	改修 1階平面図	改修 1階平面図	改修 1階平面図	改修 1階平面図



一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 県西支部		設計・監理士事務所 〒242-0292 神奈川県相模原市緑区 2-2-2 2F		Date		 図面名称		小田原建築工業設計所 大町支店 2F 2層平面図		作成日 2023.07.07	縮尺 1:100 (A4)	図面番号 —
						工事名称						

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 県西支部		（印） 県西一般建築士事務所 TELEPHONE 046-254-1111 FAX 046-254-1112		No.		工事名称 建築名称		小田原建設工業会 木質住宅工事業体 市川市西園		作成日 2020.03.17 # A		図面番号 —	
-------------------------	--	--	--	-----	--	--------------	--	-------------------------	--	-----------------------	--	-----------	--

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 県西支部		（社） 建築士事務所 〒250-0292 神奈川県西郡 250-0292		0m		工事名称 改修 4号平面図	小田原市建築士会 改修 4号平面図	作成日 2023.01.17	図面番号 1300 (A3)	図面枚数 —
-------------------------	--	---	--	----	--	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-----------

一般社団法人 奈良県建築士事務所協会 県西支部

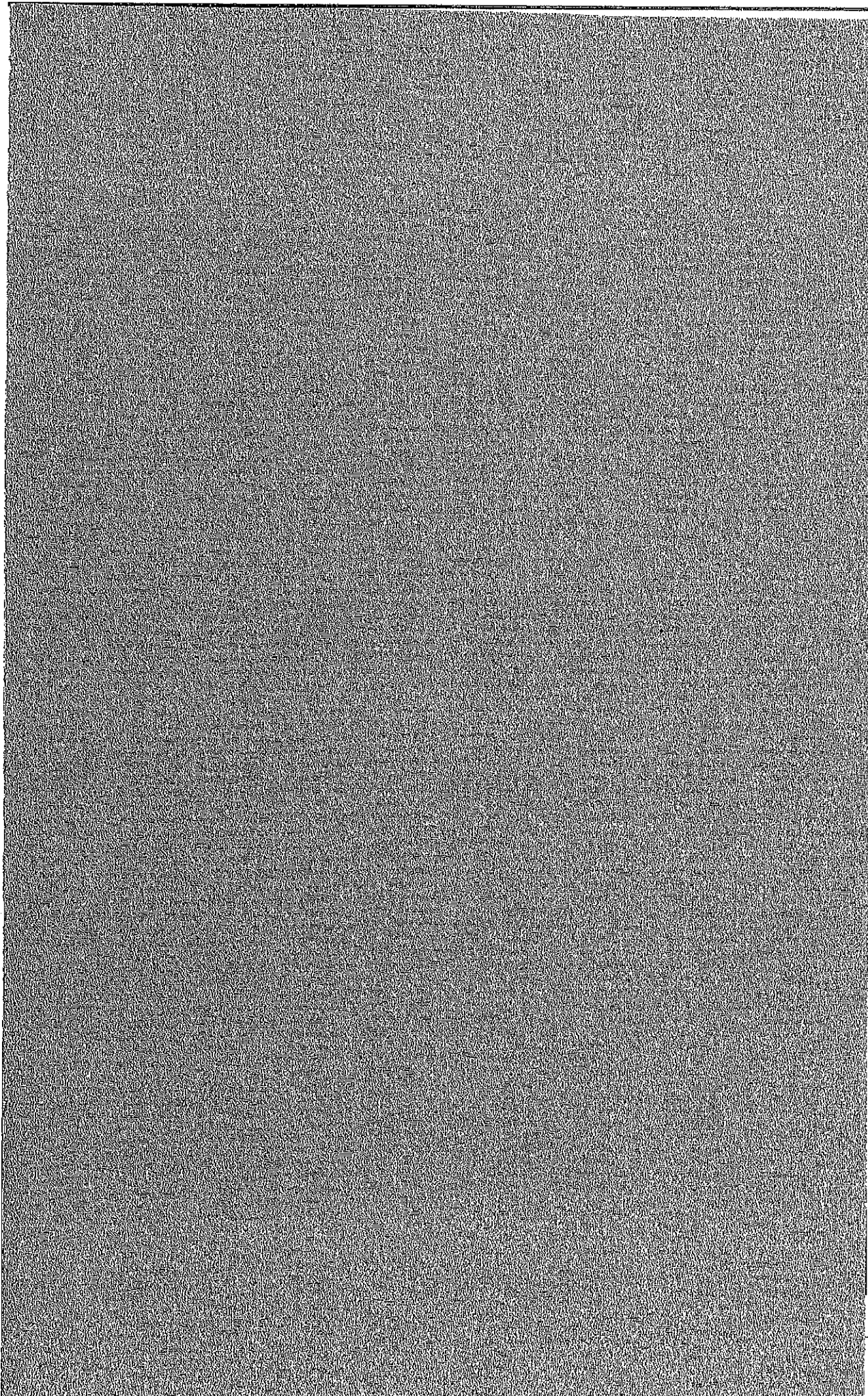
（印） 支部一般建築士会
FEDERATION OF BUILDERS
ASSOCIATION OF NARA

工事名称
箇所名称

小田原地区農工商組合 新倉庫建設 第一工区
改修 市町工費(新工費)

084714 30000571
日 月 年

図章番号



一般社団法人 千葉県建築士事務所協会 東西支部	（印） 第一級建築士印 -2022.05.27 15:28	 	工事名称 包圍名称	小田原市建設士会 事務所 本館改修工事 22年 05月14日	0525161	2020.05.17	原簿番号
					22年	05月14日	13100 (A4)

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 県西支部	(印) 建築士事務所 建築士事務所		工事名称 改修工事	小田原市建設士会連合会 改修工事	4000.07.07	4000.07.07	4000.07.07
					4000.07.07	4000.07.07	4000.07.07

令和3 年度 課税算出基礎

区分	固定資産税	都市計画税
土地	円	円
家屋	円	円
標準額	円	円
合計	円	円
課税率		
算出税額	円	円
軽減税額	円	円
区分所有税額	円	円
減免税額	円	円
年税額	円	円
年税額合計		

通知書番号

納税義務者番号

過年度随時期
納期限
税額

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	随時期
納期限	令和3年 5月31日	令和3年 8月 2日	令和3年11月30日	令和4年 2月28日	
税額	円	円	円	円	円

100043640-00

令和3 年度 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税明細書

納税義務者番号

小田原箱根商工会議所 様

区分	所在地番	区分図番	課税標準額(円)	課税標準額(円)	課税標準額(円)
土地	23番1				
宅地	479.80				
宅地	479.80				
土地	24番1				
宅地	114.31				
宅地	114.31				
土地	24番4				
宅地	103.27				
宅地	103.27				
家屋	33番地1				
事務所					
事務所	2,161.74				
家屋	731番地4				
事務所					
鉄筋コン造	916.42				

※貸借が10件以上あるときは、10件目以降は別紙「固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税明細書」に記載しています。
※課税明細書の見方・記入法をご覧ください。

100043640-008

令和3 年度 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税明細書

納税義務者番号

小田原箱根商工会議所 様

区分	所在地番	区分図番	課税標準額(円)	課税標準額(円)	課税標準額(円)
家屋	731番地4				
事務所					
鉄筋コン造					
以下、余白					

0000162 2/4 068/900



SII-GK-20200828-d-13437

2020年8月28日

小田原箱根商工会議所
会頭 鈴木健介 殿

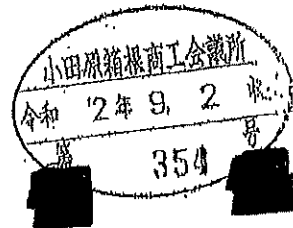
一般社団法人 環境共創
代表理事 赤池 孝



令和2年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(エネルギー使用合理化等事業者支援事業) 交付決定通知書

2020年6月30日 付け第 GK-2020082813437 号をもって申請のありました令和2年度省
エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)について
は、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)交
付規程(SII-A1-R-20200401、以下「交付規程」という。)第6条第1項の
規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

会頭	専務理事	事務局長	総務部長	相談所長	次長	課長	係長	係





記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、2020年6月30日 付け第 OK-2020062213437 号をもって申請のありました令和2年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとする。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	45,100,000 円
補助対象経費	金	21,360,000 円
補助金の額	金	7,120,000 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

（単位：円）

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
設備費	41,000,000	21,360,000	1/8	7,120,000
合 計	41,000,000	21,360,000		7,120,000

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。

本庁・支所等、代替郵便局、コンビニの証明書等発行件数の推移
(2017年度～2026年度)

証明書コンビニ交付サービス、証明書郵便局交付サービスにおける証明書交付件数
(郵便局交付サービスは郵便局ごとの交付件数) (2018年(平成30年)度以降)
各住民窓口、市民窓口における交付件数(2017年(平成29年)度以降)

(単位: 件)

	平成29年 (2017年)度	平成30年 (2018年)度	令和元年 (2019年)度	令和2年 (2020年)度	令和3年 (2021年)度	令和4年 (2022年)度	令和5年 (2023年)度	令和6年 (2024年)度	令和7年 (2025年)度	令和8年 (2026年)度 8月末
窓口	187,775	191,290	216,537	208,300	195,723	194,009	182,455	182,849	171,746	66,029
内訳										
本庁(戸籍住民課)	105,375	109,940	118,125	113,049	110,653	110,910	107,571	113,659	108,109	41,911
マロニエ住民窓口	42,166	40,995	49,878	48,406	43,249	41,877	37,519	34,484	32,795	11,850
いずみ住民窓口	13,493	13,811	16,958	17,754	15,960	14,770	13,274	12,818	11,492	4,495
こゆるぎ住民窓口	6,238	5,959	6,029	6,296	5,432	5,820	4,930	4,837	4,406	1,919
アークロード市民窓口	20,503	20,585	25,547	22,795	20,429	20,632	19,161	17,051	14,944	5,854
廃止窓口	43,843	37,865	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳										
大窪支所	4,276	3,437								
早川支所	2,199	2,255								
豊川支所	7,618	6,392								
上府中支所	3,161	2,736								
下曾我支所	2,639	2,256								
片浦支所	539	483								
曾我支所	1,551	1,352								
中央連絡所	8,778	7,887								
国府津駅前窓口コーナー	3,845	3,335								
酒匂窓口コーナー	2,972	2,324								
桜井窓口コーナー	6,265	5,408								
郵便局10局	0	253	2,304	1,990	1,674	1,286	1,063	763	662	222
内訳										
小田原板橋郵便局		40	360	253	233	196	198	140	100	35
小田原早川郵便局		31	224	219	175	132	122	86	79	31
小田原成田郵便局		40	396	307	253	179	143	93	93	19
下曾我郵便局		27	325	239	199	142	81	64	53	8
根府川郵便局		17	162	137	111	109	139	84	90	28
曾我郵便局		12	41	35	25	23	12	13	8	7
小田原郵便局		20	181	170	111	93	69	60	42	13
小田原国府津郵便局		9	181	154	156	96	57	39	46	28
酒匂郵便局		19	149	115	106	87	56	69	38	14
栢山駅前郵便局		38	285	361	305	229	186	115	113	39
全てのコンビニエンスストア	0	482	3,947	8,005	14,474	22,541	32,324	37,052	39,171	19,708
内訳										
本庁サービス時間内 (8:30～17:00)		245	1,999	4,791	7,537	12,235	16,959	18,940	18,499	9,393
本庁サービス時間外 (6:30～8:30, 17:00～22:00) ※土日祝祭日		237	1,948	3,214	6,937	10,306	15,365	18,112	20,672	10,315
計	231,618	229,890	222,788	218,295	211,871	217,836	215,842	220,664	211,579	85,959

※旧支所等は平成31年(2019年)3月15日をもって業務終了
※郵便局・コンビニ交付サービスは平成31年(2019年)1月15日から開始
※郵便局・コンビニエンスストアは課税(非課税)証明書を除く件数

HPVワクチン 各学年の対象者数と接種者数（令和3年度～令和7年度）

ワクチン名	接種回数など	対象年齢	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
			対象者(人)	接種者(人)	実施率(%)	対象者(人)	接種者(人)	実施率(%)	対象者(人)	接種者(人)	実施率(%)	対象者(人)	接種者(人)	実施率(%)	対象者(人)	接種者(人)	実施率(%)
HPV	1回目	12歳	722	27	3.7	740	28	3.8	713	91	12.8	742	143	19.3	659	108	16.4
		13歳	751	21	2.8	725	40	5.5	747	67	9.0	718	88	12.3	746	72	9.7
		14歳	764	29	3.8	753	40	5.3	730	72	9.9	749	128	17.1	718	92	12.8
		15歳	773	108	14.0	769	82	10.7	753	126	16.7	740	186	25.1	750	103	13.7
		16歳	804	60	7.5	772	57	7.4	766	82	10.7	763	181	23.7	740	30	4.1
		12歳	722	28	3.9	740	18	2.4	713	25	3.5	742	44	5.9	659	50	7.6
	2回目	13歳	751	19	2.5	725	40	5.5	747	34	4.6	718	87	12.1	746	80	10.7
		14歳	764	27	3.5	753	37	4.9	730	31	4.2	749	69	9.2	718	89	12.4
		15歳	773	79	10.2	769	77	10.0	753	101	13.4	740	180	24.3	750	178	23.7
		16歳	804	84	10.4	772	69	8.9	766	91	11.9	763	163	21.4	740	89	12.0
	3回目	12歳	722	19	2.6	740	10	1.4	713	4	0.6	742	2	0.3	659	0	0.0
		13歳	751	21	2.8	725	23	3.2	747	16	2.1	718	2	0.3	746	0	0.0
		14歳	764	22	2.9	753	34	4.5	730	24	3.3	749	5	0.7	718	4	0.6
		15歳	773	15	1.9	769	49	6.4	753	41	5.4	740	60	8.1	750	33	4.4
		16歳	804	118	14.7	772	67	8.7	766	109	14.2	763	176	23.1	740	137	18.5

※対象者は、各年度の「年齢別人口調べ(4月1日作成)」による女子の人数とした

耕作放棄地解消事業費補助金等の実績（2021年度～2025年度）

年度	市事業 (耕作放棄地解消事業費補助金)			県事業 (荒廃農地復旧流動化推進事業)	
	交付額 (円)	件数 (件)	対象面積 (㎡) (解消面積)	件数 (件)	対象面積 (㎡) (解消面積)
2021年度	250,000	1	3,303		
2022年度	575,000	3	5,765		
2023年度	105,000	1	2,179		
2024年度	375,000	3	7,618	1	5,644
2025年度	50,000	1	1,083	1	1,844
計	1,355,000	9	19,948	2	7,488